報告資料２

岩手県国民健康保険運営方針

平成 29 年 11 月

岩手県

はじめに

これまで、国民健康保険は、市町村が個別に運営を行ってきたところですが、被保険者の年齢が高く医療費水準が高いこと、低所得者が多いこと、財政基盤が脆弱な小規模保険者が多いことなどにより、財政運営に構造的な課題を抱えている状況にあり、制度の安定化を図ることが求められてきました。

そこで、平成 27 年５月に公布された、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の財政基盤の強化のため毎年約３千４百億円の財政支援の拡充を行った上で、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととする国民健康保険制度改革が行われることとなったところです。

この制度改革に伴い、県においては、県内の統一的な運営方針として「国民健康保険運営方針」を策定するとともに、市町村ごとに県が決定し徴収する「国民健康保険事業費納付金」及び国庫負担金等の公費などを財源として国保の財政運営を行う一方、市町村においては、被保険者から保険料を徴収し県に「国民健康保険事業費納付金」を納付するほか、資格管理、保険料率の決定、保険給付、保健事業など、住民との身近な関係の中、これまでと同様地域におけるきめ細かい事業を担うこととされています。

この運営方針は、平成 30 年度以降、県と市町村がともに国民健康保険の運営を担う上で、県が行う安定的な財政運営の推進を図るため、県内の統一的な運営方針として定めるものです。

今後、この運営方針に基づき、県と市町村が一体となって、保険者の事務を共通認識の下で実施し、国民健康保険制度の安定化を図っていきたいと考えておりますので、国民健康保険の被保険者の皆様をはじめ、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成 29 年 11 月

岩手県知事　達増　拓也

目　　次

第１　国民健康保険運営方針に関する基本的事項 1
１　策定の目的 1
２　策定の根拠規定 1
３　策定年月日 1
４　対象期間及び見直し時期 1
第２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 2
１　趣旨 2
２　医療費の動向と将来の見通し 2
（１）保険者及び被保険者の状況 2
（２）医療費の状況 3
（３）将来の見通し 8
３　財政収支の改善に係る基本的な考え方 8
（１）財政状況 8
（２）新しい財政運営の仕組み 10
（３）市町村国民健康保険特別会計 10
（４）県国民健康保険特別会計 11
４　赤字解消・削減の取組等について 11
（１）赤字等の定義 11
（２）赤字解消・削減の取組、目標年次 11
（３）納付金の算定における措置 12
５　財政安定化基金の運用 12
（１）市町村に対する貸付・交付 12
（２）財政安定化基金の取崩し 13
（３）特例基金の活用 13
６　保険者努力支援制度の都道府県交付分の取扱い 13
７　ＰＤＣＡサイクルの実施 13
第３　市町村における保険料（税）の標準的な算定方法 14
１　趣旨 14
２　現状 14
（１）保険税の賦課状況等 14

（２）国民健康保険税調定額の状況 15
３　標準的な保険料（税）算定方式等 16
（１）保険料（税）水準の統一について 16
（２）納付金算定の考え方 16
（３）標準的な保険料（税）算定方式 18
第４　市町村における保険税の徴収の適正な実施 20
１　趣旨 20
２　現状 20
（１）国民健康保険税の収納状況 20
（２）納付方法別世帯割合 21
（３）滞納世帯数等の推移 21
（４）収納対策及び滞納処分の状況 22
３　今後の収納対策の取組 23
（１）収納率目標の設定 23
（２）収納率向上の取組 24
第５　市町村における保険給付の適正な実施 26
１　趣旨 26
２　現状 26
（１）レセプト点検の状況 26
（２）第三者求償事務の状況 26
（３）柔道整復療養費に関する医療費通知の実施状況 27
（４）高額療養費等の支給に関する申請勧奨状況 27
３　県による保険給付の点検等（事後調整） 28
（１）県による保険給付の点検 28
（２）監査等の結果により判明した不当・不正請求等の返還請求事務 28
４　保険給付に関する取組 28
（１）療養費の支給の適正化 28
（２）レセプト点検の充実強化 28
（３）第三者求償や過誤調整等の取組強化 29
５　高額療養費の多数回該当の取扱い等 29

（１）高額療養費の多数回該当の取扱い……29
（２）高額療養費に係る事務の標準化……30
第６　医療費の適正化の取組……31
１　趣旨……31
２　現状……31
（１）特定健康診査・特定保健指導の実施率……31
（２）後発医薬品の使用状況……33
（３）医療費通知の実施状況……33
（４）データヘルス計画の策定状況……34
（５）重複受診、頻回受診への訪問指導の実施状況……34
３　医療費適正化に向けた目標とその取組……35
４　医療費適正化計画との関係……35
（１）第３期岩手県医療費適正化計画との整合……35
（２）第３期岩手県医療費適正化計画における重点目標……35
第７　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進……36
１　趣旨……36
２　広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組……36
（１）市町村事務の広域化・効率化の方向性……36
（２）具体的な取組内容……36
第８　保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携……38
１　趣旨……38
２　保健医療サービス・福祉サービス等との連携……38
（１）市町村の取組……38
（２）県の取組……38
第９　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等について……39
１　趣旨……39
資料編……40

第１　国民健康保険運営方針に関する基本的事項

１　策定の目的

国民健康保険法の一部改正により、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

この運営方針は、新たな国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険事業の運営に関する統一的な指針として策定するものです。

２　策定の根拠規定

国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。）第 82 条の２に基づき策定します。

３　策定年月日

平成 29 年 11 月 21 日

４　対象期間及び見直し時期

国保運営方針の対象期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間とし、３年ごとに検証を行い、必要な見直しを行うこととします。

第２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

１　趣旨

県が責任を負う国民健康保険事業の安定的な財政運営のために必要とする、財政収支の基礎となる医療費の見通しや国保財政の見通しを定めます。

２　医療費の動向と将来の見通し

（１）保険者及び被保険者の状況

○　本県の市町村国保は、33 保険者からなっており、被保険者数が３千人未満の小規模保険者が９保険者と約３割を占めています。

図表 2-1　被保険者数別保険者（平成 27 年度）

被保険者数	保険者数	保険者名
３千人未満	9	葛巻町、西和賀町、平泉町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村
３千人以上 ５千人未満	6	雫石町、岩手町、金ケ崎町、大槌町、軽米町、一戸町
５千人以上 １万人未満	9	遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、紫波町、矢巾町、山田町、洋野町
１万人以上 ３万人未満	7	宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、久慈市、滝沢市
３万人以上	2	盛岡市、一関市

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

○　平成 27 年度における国保加入世帯数は、187,320 世帯となっており、加入率は 36.0％と前年度と比較して 1.2 ポイント減少しています。

被保険者数は、307,877 人となっており、加入率は 24.2％と前年度比較で 0.6 ポイント減少しています。

国保加入の世帯数、被保険者数及び加入割合全てにおいて年々減少傾向にあります。

図表 2-2　世帯数・被保険者数の推移　（単位：世帯、人）

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
全体	世　帯　数　　A	506,306	512,115	515,721	518,383	520,790
	人　　口　　B	1,317,795	1,314,180	1,311,367	1,300,963	1,271,127
国保加入者	世　帯　数　　C （加入率　C／A）	207,589 (41.0%)	203,019 (39.6%)	197,945 (38.4%)	192,977 (37.2%)	187,320 (36.0%)
	被保険者数　D （加入率　D／B）	365,839 (27.8%)	351,066 (26.7%)	336,869 (25.7%)	322,908 (24.8%)	307,877 (24.2%)
	うち一般被保険者	339,412	325,656	313,901	303,544	294,263
	うち退職被保険者	26,427	25,410	22,968	19,364	13,614

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」、「国民健康保険事業年報」

○　被保険者の年齢構成は、65 歳未満の構成割合が減少傾向にあるのに対して、65～74 歳の構成割合は年々増加傾向にあります。

平成 27 年度では、65～74 歳の構成割合が全国 38.9%に対して、本県は 41.9%と 3.0 ポイント上回っており、全国と比較して高齢化が進んでいることが分かります。

図表 2-3　被保険者の年齢構成の年次推移（%）

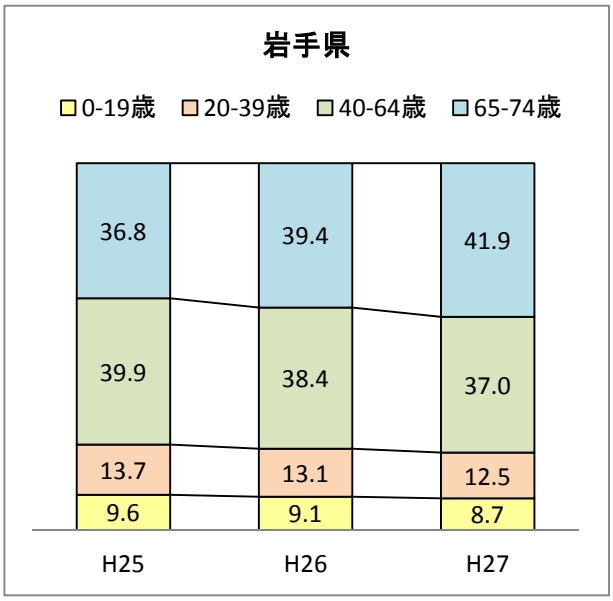

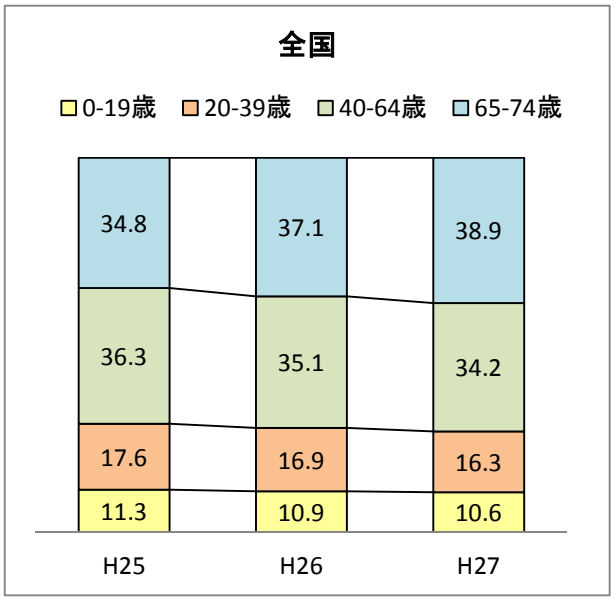

資料：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

（２）医療費の状況

ア　医療費の推移

○　医療費の総額は、年度により増減が見られますが平成 27 年度の医療費総額は、1,144 億 2,700 万円となっています。

○　１人当たり医療費は年々増加傾向にあり、平成 27 年度の１人当たり医療費は全国 349,697 円に対して、本県は 360,505 円と高めになっており、順位は 27 位となっています。

図表 2-4　医療費及び１人当たり医療費の推移

区　分	医療費総額（千円）	１人当たり医療費（円）		
		全国	岩手県	順位
平成 23 年度	114,330,657	308,669	304,912	32 位
平成 24 年度	116,524,915	315,856	323,487	27 位
平成 25 年度	115,802,473	324,543	334,643	25 位
平成 26 年度	113,673,484	333,461	342,441	25 位
平成 27 年度	114,427,816	349,697	360,505	27 位

資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

図表 2-5　都道府県別１人当たり医療費（平成 27 年度）

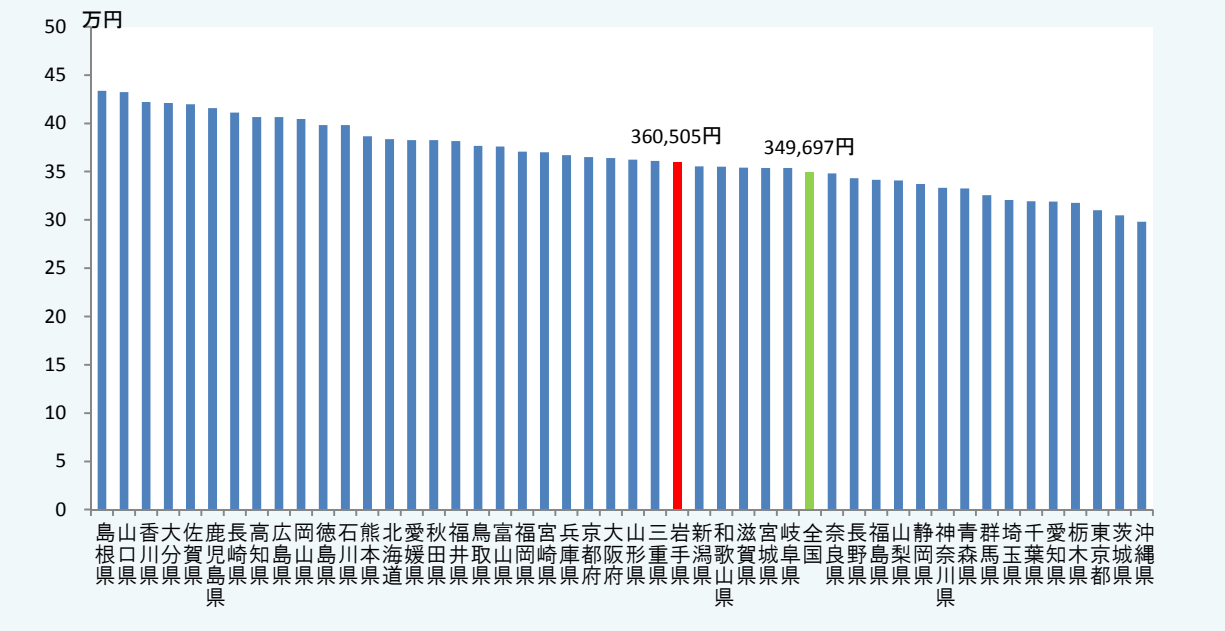

資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ　診療種別医療費

○　診療種別医療費の内訳は、入院医療費が 35.9％と最も多く、次いで入院外医療費、薬剤、歯科、入院時食事療養費[1]・生活療養費[2]、療養費[3]、訪問看護療養費[4]の順になっています。

図表 2-6　診療種別医療費の内訳（平成 27 年度）

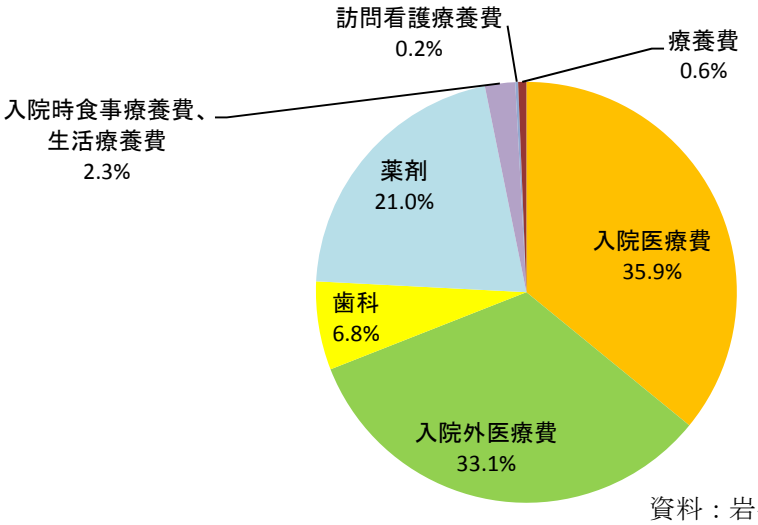

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

1　**入院時食事療養費**：保険医療機関に入院している被保険者が、入院に係る給付に併せて食事療養を受けたときは、当該食事療養につき算定した費用の額から食事療養標準負担額を控除した額が支給されます。

2　**入院時生活療養費**：療養病床に入院している 65 歳以上の被保険者の食費（食材料費＋調理コスト相当額）と居住費（光熱水費相当額）について、被保険者が負担した生活療養標準負担額を控除した金額が支給されます。

3　**療養費**：直接診療を行う療養の給付を行うことが困難な場合又は被保険者が緊急その他やむを得ない理由により療養の給付が受けられない場合に、療養に要した費用を現金で支給します。

4　**訪問看護療養費**：被保険者が指定訪問看護業者について指定訪問看護を受けたときは、算定額から一部負担金の割合を乗じて得た金額を控除した額が支給されます。

ウ　疾病分類別医療費

○　平成 28 年５月診療分疾病分類別医療費の入院医療費は、件数・点数ともに「精神及び行動の障害」が１位となっています。

○　入院外医療費は、件数・点数ともに高血圧性疾患、虚血性心疾患、脳梗塞などの「循環器系疾患」が高い割合となっています。

○　本県は、「健康いわて 21 プラン[5]」において、脳卒中死亡率全国ワースト１からの脱却を基本的な方向の一つとして取り組んでいるところですが、脳卒中の危険因子の一つとされている高血圧性疾患を含む「循環器系疾患」が合計件数・点数の 1 位となっています。

○　疾病分類別医療費を年齢構成別でみた場合、60 歳以上の医療費の割合がおよそ 70％を占めています。(図表 2-8)

図表 2-7　大分類による疾病分類別医療費（平成 28 年 5 月診療分実績）

①　入院医療費　（単位：％）

	件　　数	割合	点　　数	割合
１位	精神及び行動の障害	28.5	精神及び行動の障害	20.6
２位	新生物	15.4	新生物	19.9
３位	循環器系疾患	13.0	循環器系疾患	18.4
４位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	7.5	損傷、中毒及びその他の外因の影響	8.7
５位	神経系の障害	7.4	神経系の障害	8.2
６位	消化器系の疾患	6.7	消化器系の疾患	5.4
７位	筋骨格系及び結合組織の疾患	3.8	筋骨格系及び結合組織の疾患	5.3
８位	尿路性器系の疾患	3.4	尿路性器系の疾患	2.9
９位	呼吸器系の疾患	3.2	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	2.5
１０位	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	3.1	呼吸器系の疾患	2.4

②　入院外医療費

	件　　数	割合	点　　数	割合
１位	循環器系疾患	19.9	消化器系の疾患	20.1
２位	消化器系の疾患	19.6	循環器系疾患	14.0
３位	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	10.5	新生物	10.8
４位	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.2	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	10.3
５位	眼及び付属器の疾患	8.6	尿路性器系の疾患	9.7
６位	呼吸器系の疾患	6.2	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.2
７位	精神及び行動の障害	5.0	精神及び行動の障害	5.7
８位	皮膚及び皮下組織の疾患	4.2	眼及び付属器の疾患	5.5
９位	新生物	3.3	呼吸器系の疾患	3.8
１０位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	3.1	損傷、中毒及びその他の外因の影響	3.2

③　合　計

	件　　数	割合	点　　数	割合
１位	循環器系疾患	19.8	循環器系疾患	16.1
２位	消化器系の疾患	19.2	新生物	15.2
３位	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	10.3	精神及び行動の障害	12.9
４位	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.0	消化器系の疾患	12.9
５位	眼及び付属器の疾患	8.5	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	6.5
６位	呼吸器系の疾患	6.1	尿路性器系の疾患	6.4
７位	精神及び行動の障害	5.6	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.2
８位	皮膚及び皮下組織の疾患	4.1	損傷、中毒及びその他の外因の影響	5.9
９位	新生物	3.6	神経系の障害	5.1
１０位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	3.2	眼及び付属器の疾患	3.7

資料：疾病中分類統計(岩手県保険者協議会資料)を基に県が作成

[5] **「健康いわて 21 プラン」**：健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条において都道府県が定めるとされている、県民の健康増進の推進に関する施策についての基本計画です。

図表 2-8　年齢構成別医療費の割合　（単位：点、%）

区　　分	0-19 歳	20-39 歳	40-59 歳	60-74 歳	合計
点　　数	17,461,621	45,062,446	159,057,457	513,474,864	735,056,388
割　　合	2.38	6.13	21.64	69.86	100

資料：疾病中分類統計（岩手県保険者協議会資料）を基に県が作成

エ　高額療養費[6]

○　件数・金額とも年々増加傾向にあり、平成 27 年度実績では高額療養費総額が約 101 億円となっています。

図表 2-9　高額療養費の推移　（単位：千円）

区　　分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
件　　数	138,477	148,361	152,019	159,849	171,299
金　　額	8,969,705	9,555,825	9,608,680	9,540,776	10,108,001

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

オ　医療機関数と１人当たり医療費（平成 27 年度実績）

○　１人当たり医療費が一番高いのは、大槌町の 440,879 円となっており、一番医療費が低い普代村の 283,975 円と比較して、約 1.6 倍の差異が生じています。（図表 2-10）

○　医療機関数は、盛岡圏域[7]に集中しており、次いで岩手中部圏域、胆江圏域となっています。（図表 2-11）

○　一般的には、医療機関数が多い地域は１人当たり医療費が高く、医療機関が少ない地域では１人当たり医療費が低い傾向が見られますが、本県では医療機関数の少ない釜石圏域及び気仙圏域が上位に入っています。

逆に１人当たり医療費の低い二戸圏域、久慈圏域は、医療機関数も少なく、その傾向は顕著となっています。

6　**高額療養費**：同一世帯に属する被保険者が、同一月に受けた療養に係る一部負担金を合算した額から、同一世帯に属する 70 歳以上の被保険者に係る高額療養費の額を控除した額が、自己負担限度額を超える場合に支給されます。

7　**圏域（二次医療圏）**：入院医療を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するための区域として岩手県医療計画において設定しています。

図表 2-10　市町村別 1 人当たり医療費（平成 27 年度）

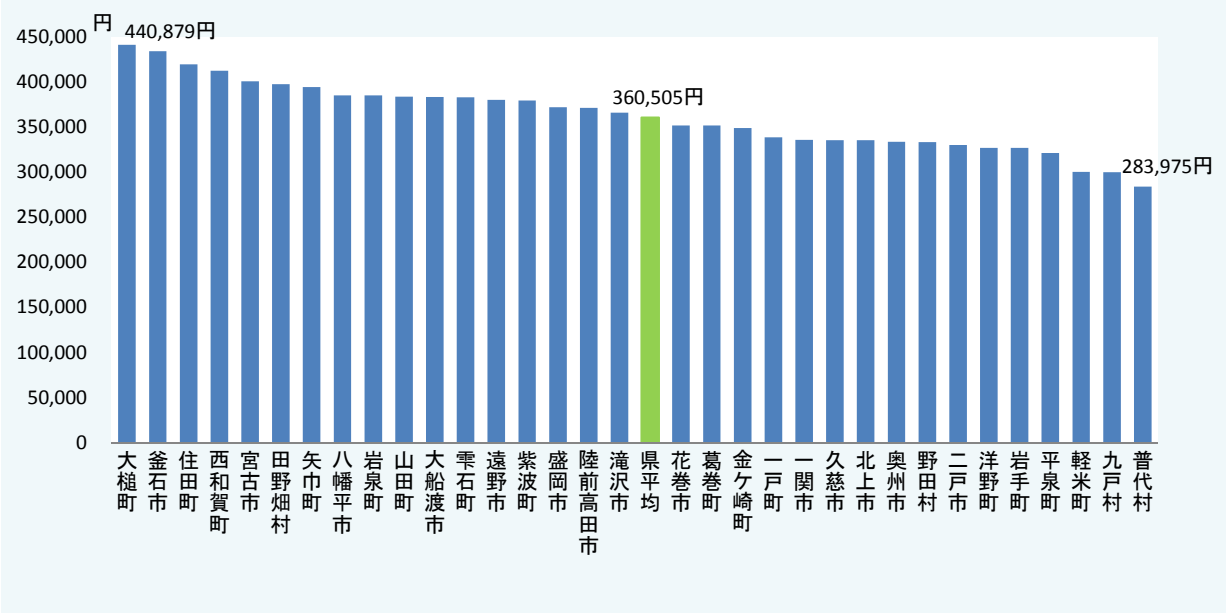

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

図表 2-11　医療機関数(人口 10 万対)

二次医療圏	病　院	診　療　所	歯科診療所	薬　局
盛　　岡	8.1	78.6	56.4	47.7
岩手中部	5.7	71.8	40.0	51.4
胆　　江	7.1	72.1	39.3	39.3
両　　磐	7.4	65.2	38.5	39.3
気　　仙	4.6	54.9	22.9	42.7
釜　　石	10.0	48.0	34.0	38.0
宮　　古	5.6	53.8	34.8	30.3
久　　慈	6.5	48.8	35.8	29.3
二　　戸	5.0	51.9	40.2	41.9

資料：岩手県「岩手県保健医療計画(2013-2017)」

図表 2-12　保健医療圏構成市町村

医療圏	構成市町村
盛　　岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町
岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆　　江	奥州市、金ケ崎町
両　　磐	一関市、平泉町
気　　仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜　　石	釜石市、大槌町
宮　　古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
久　　慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二　　戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

資料：岩手県「岩手県保健医療計画(2013-2017)」

（３）将来の見通し

ア　被保険者数

「国民健康保険実態調査」（厚生労働省）に基づく各５歳階級別被保険者数の過去５年間の平均伸び率を平成 27 年度の被保険者数に乗じて推計した結果、今後も被保険者数は減少傾向で推移することが見込まれます。

イ　医療費

平成 27 年度の被保険者１人当たり医療費（前期高齢者とその他の被保険者）を基準として、過去３年間の平均伸び率を乗じてそれぞれ算出した１人当たり医療費に、被保険者数の見込みを乗じて推計しました。被保険者の高齢化や医療の高度化による１人当たり医療費の増加により、医療費は増加傾向で推移することが見込まれます。

図表2-13　被保険者数及び医療費の推移

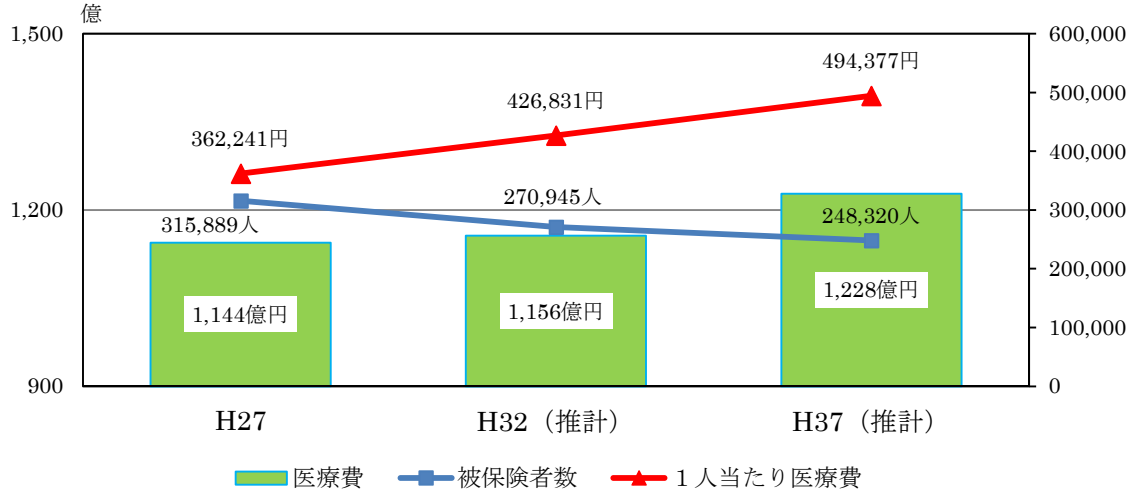

３　財政収支の改善に係る基本的な考え方

（１）財政状況

○　平成 27 年度の収支状況は、県全体では収入額 1,658 億 3,283 万円に対し、支出額 1,628 億 8,449 万であり、収支差引[8]額では 29 億 4,833 万円の黒字を計上していますが、実質収支額[9]で見ると 6 市町村が赤字となっています。（図表 2-14）

○　また、12 市町村で法定外一般会計繰入[10]を実施しており、その金額は 6 億 7,807 万円となっています。そのうち、決算補填等目的のための法定外一般会計繰入を実施している市町村は、10 市町村でその金額は 6 億 2,682 万円となっています。（図表 2-16）

○　財政健全化のためには、段階的な赤字削減及び決算補填を目的とした法定外一般会計繰入の解消に努める必要があります。

---

[8] **収支差引**：収入合計－支出合計

[9] **実質収支額**：一般被保険者の収支差引額＋国庫支出金精算額

[10] **法定外一般会計繰入**：政令で定められている目的以外で、一般会計から国保特別会計に繰入れることです。

図表 2-14　平成 27 年度収支状況　（単位：千円、%）

区　　分	26 年度	27 年度	差引増減額	増減率
収入合計	148,739,672	165,832,830	17,093,159	11.5
支出合計	144,919,367	162,884,497	17,965,130	12.4
収支差引額	3,820,305	2,948,333	▲871,972	▲22.8
実質収支額	3,630,510	3,278,315	▲352,195	▲9.7
財政調整基金保有額（年度末現在）	8,192,240	9,204,089	1,011,849	12.4
赤字市町村数（実質収支額）	10 市町村	6 市町村	▲4 市町村	―

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-15　実質収支額状況（平成 27 年度）

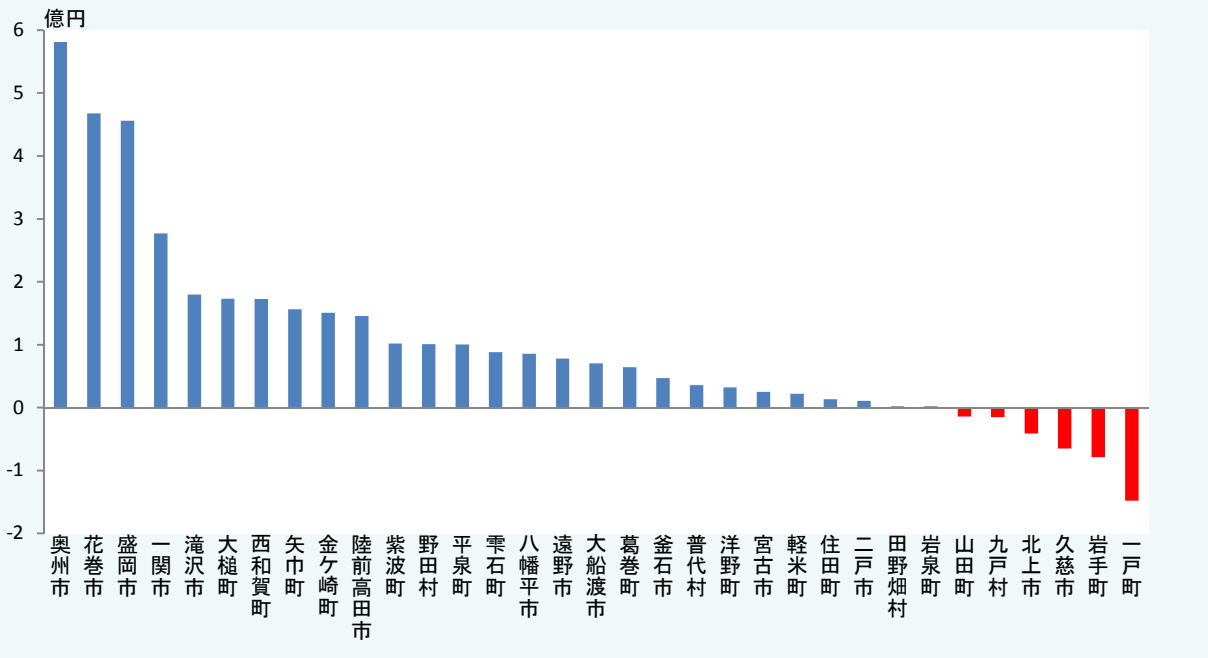

資料：岩手県「国民健康保険事業年報」

図表 2-16　法定外一般会計繰入等の実施状況（平成 27 年度）

区　　分	市町村数	金額
法定外一般会計繰入 （うち決算補填等目的）	12 (10)	678,074,674 円 (626,823,769 円)
前年度繰上充用[11]	3	246,709,893 円

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」
岩手県「国民健康保険事業年報」

[11] **繰上充用**：会計年度経過後、その当該年度の歳入が歳出に対して不足した場合、翌年度の歳入を繰り上げて充てることです。

（２）新しい財政運営の仕組み

○　制度改革後は、県において国民健康保険に係る特別会計を設置しますが、その財源はこれまでと同様、市町村が被保険者から徴収する保険税及び定率国庫負担金等の公費などになります。

○　県は、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を決定し、市町村に対して保険給付に必要な費用（国民健康保険保険給付費等交付金）を全額支払うこととなります。
　また、市町村は、県が決定した納付金を県に納付します。

○　納付金及び国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）については、国民健康保険施行条例に定めます。

図表 2-17　新しい財政運営の仕組み

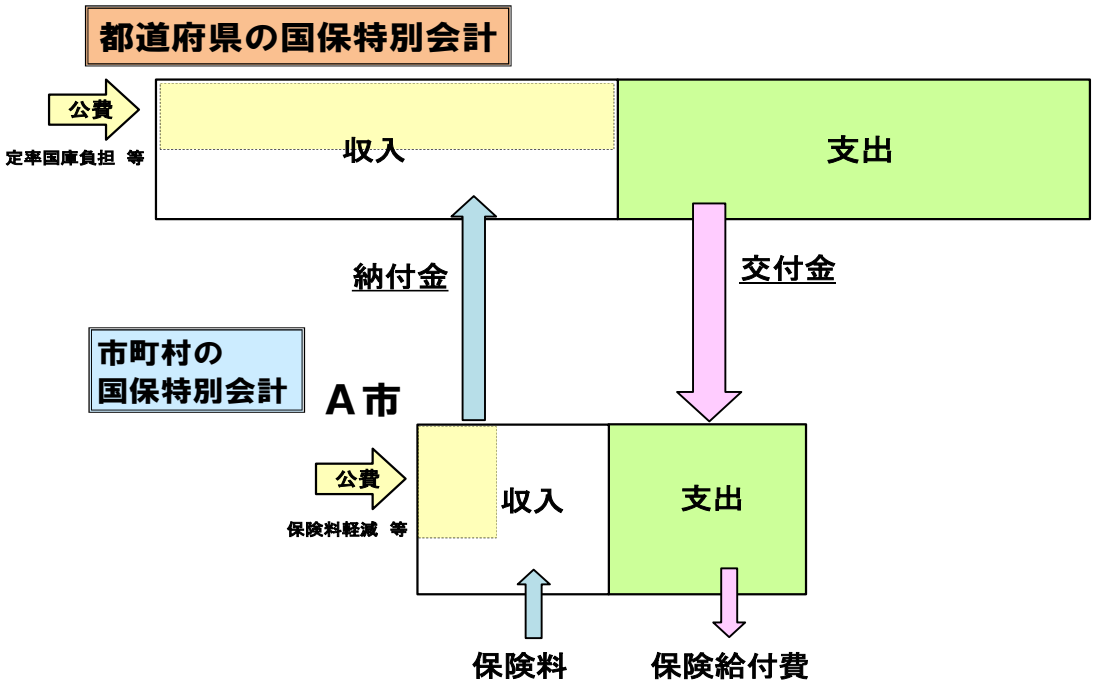

資料：厚生労働省作成

（３）市町村国民健康保険特別会計

○　国民健康保険は一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として必要な支出を保険税や交付金などにより賄うことで、当該年度の収支の均衡を保ち、安定的な国保財政運営に努めることとされています。

○　市町村国民健康保険特別会計に繰り入れられる法定外一般会計繰入金は、決算補填等目的、決算補填等目的以外に整理し、決算補填等目的のものは段階的に解消又は削減するべき対象とします。（図表 2-18）

図表 2-18　法定外一般会計繰入金の整理区分

法定外一般会計繰入金	
決算補填等目的	決算補填等目的以外
a)決算補填目的のもの ○保険料(税)の収納不足のため ○医療費の増加 b)保険者の政策によるもの ○保険料(税)の負担緩和を図るため （前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分を含む。） ○任意給付に充てるため c)過年度の赤字によるもの ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息	○保険料(税)の減免額に充てるため ○地方単独事業[12]の波及増補填等 ○保健事業費に充てるため ○直営診療施設に充てるため ○基金積立 ○返済金 ○その他 （事務費、地方単独事業、健康管理センター等施設管理費・運営費、東日本大震災の影響によるもの等の費用の補填）

（４）県国民健康保険特別会計

○　県の国民健康保険特別会計についても、原則として必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄い、当該年度の収支の均衡を保ち、安定的な国保財政運営に努めることとされています。

○　市町村の国保事業運営が健全に行われるために、過大な繰越金などが生じないよう、県全体の財政状況のバランスを見極めながら財政運営を行います。

４　赤字解消・削減の取組等について

（１）赤字等の定義

○　市町村が「解消・削減すべき」赤字とは、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び前年度繰上充用金の新規増加分となります。

○　赤字市町村とは、平成 28 年度決算に「解消・削減すべき」赤字が発生した市町村で、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村とします。
　なお、赤字市町村に該当しなかった場合でも平成 29 年度以降に「解消・削減すべき」赤字が発生し、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない場合も同様とします。

（２）赤字解消・削減の取組、目標年次

○　県が本運営方針と併せ、赤字解消・削減の取組、目標年次等を設定します。

---

[12] **地方単独事業**：地方自治体が国庫からの補助を受けずに単独で実施する事業です。国民健康保険では、重度心身障がい者、ひとり親家庭、子ども、妊産婦を対象として市町村が実施する一部負担金に対する助成のことを指し、市町村によって対象基準が異なります。

○　赤字市町村は、赤字発生の要因分析(医療費の動向、保険税率設定、保険税収納率等)を行い、赤字解消・削減に向けた必要な対策について整理し、赤字解消・削減に向けた目標年次等について計画を作成し、県に報告することとします。
　県は、計画に基づき、赤字解消・削減に向け適切な指導・助言を行います。

○　目標年次等の期間は、市町村の実態を踏まえ単年度での赤字の解消が困難と認められる場合に限り、５年以内での目標を定めます。

（３）納付金の算定における措置

○　納付金の算定及び配分において、赤字に対する配慮は行わず、また、被保険者の保険税負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険税の負担の変化は対象としないこととします。

５　財政安定化基金の運用

○　国民健康保険事業の財政安定化を図るため、医療費の給付増や保険税の収納不足により財源不足となった場合に備え、市町村が法定外一般会計繰入を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、市町村に対して貸付又は交付を行います。

○　また、平成 35 年度までの特例措置として、特例基金を設置し被保険者の保険税上昇分に対して行う激変緩和において活用します。

（１）市町村に対する貸付・交付

○　各年度において、保険税の収納不足が生じた場合は、収納不足額について貸付を行います。貸付年度の翌々年度からの納付金に上乗せし、原則３年間で償還（無利子）します。

○　市町村において「特別な事情」が生じたことにより、保険税が収納不足となった場合は、当該市町村が収納不足額の２分の１以内の金額で申請を行います。
　県は、申請を行った市町村の「特別な事情」や収納率の設定状況等を踏まえて、交付額を決定し、交付します。

○　「特別な事情」とは、次の場合とし、交付を希望する市町村が「特別な事情」として申請します。

ア　多数の被保険者の生活に影響を与える災害(台風、洪水、噴火など)が発生した場合
イ　地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
ウ　その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

○　交付額は、国、県、市町村でそれぞれ３分の１ずつを補填します。このうち市町村補填分は、交付を受けた市町村が補填することを基本とします。ただし、交付を受けた市町村からの補填が困難と認められる場合は、県と市町村の協議により、全市町村で按分し補填することとします。

（２）財政安定化基金の取崩し

○　県全体で医療費の給付増が生じ、交付金の財源が不足した場合は、その不足額分について財政安定化基金を取り崩します。翌年度以降の納付金に含めて市町村から徴収し、財政安定化基金に繰入れを行います。

（３）特例基金の活用

○　平成 35 年度までの特例として、被保険者の保険税上昇分に対して行う激変緩和において、都道府県繰入金（１号分）が減少した場合、その不足分を特例基金から補填することとします。激変緩和措置については、「第３市町村における保険料の標準的な算定方法」に関する事項で後述します。

６　保険者努力支援制度の都道府県交付分の取扱い

○　平成 30 年度からは、医療費適正化や財政基盤強化の取組について、保険者としての努力を行っていると評価される都道府県にも交付金が交付されます。

○　都道府県交付分については、県が予め定めた評価指標により、市町村の努力に応じて重点配分することを基本としますが、制度改革初年度は交付金の普通交付金の財源として活用することとします。

７　ＰＤＣＡサイクルの実施

○　県は、国民健康保険法に基づき、市町村が行う国民健康保険事業の実施状況に対する助言・指導監督に併せ、市町村が事業の継続的な改善に向けたＰＤＣＡサイクル[13]推進への取組について助言・指導を行います。

○　市町村は、国民健康保険事業の実施に当たり、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組についてのＰＤＣＡサイクルを構築し、原則３年に１回の県の助言・指導監督の際にＰＤＣＡサイクルの実施状況について県に報告することとします。

---

[13]　**ＰＤＣＡサイクル**：Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を並べたもので、計画から見直しまでを一貫して行い、次の計画に生かそうとする考え方のことです。

第３　市町村における保険料(税)の標準的な算定方法

１　趣旨

国民健康保険税は、市町村の様々な要因により差異が生じているため、他市町村の保険税水準との差を単純に比較することは困難な状況にあります。そこで、県が市町村標準保険料(税)率を示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図り、将来的な保険税負担の平準化を進めるための一つの指標として、保険税の標準的な算定方法を定めます。

２　現状

(１)保険税の賦課状況等

○　国民健康保険事業に要する費用は、国庫負担金などの公費で賄われる部分を除いて保険料で賄われるのが原則となっており、市町村は、保険料もしくは国民健康保険税として徴収するかを選択することができます。

本県では、全市町村が税方式を採用しています。賦課方式[14]については３方式が６市町、４方式が 27 市町村と４方式の市町村が圧倒的に多い状況ですが、被保険者数は３方式の方が若干多くなっています。

図表 3-1　賦課方式等の状況(平成 27 年度)

賦課方式	市町村数	被保険者数
３方式（所得割、均等割、平等割）	６市町	160,319 人
４方式（所得割、資産割、均等割、平等割）	27 市町村	157,091 人

※被保険者数は年度平均　　資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

○　地方税法では、標準課税総額を定めており、応能割と応益割から構成されています。標準課税総額に対する応能割と応益割の標準割合は 50：50 とされていますが、本県では応能割が高くなっている市町村が多く、その傾向は町村と比較して市の方が顕著となっています。

図表 3-2　医療給付費分における算定割合(平成 27 年度)

算定割合	応能割		応益割	
計	所得割　50.98	53.83	均等割　27.90	46.17
	資産割　2.85		平等割　18.27	
市	所得割　52.01	54.13	均等割　27.87	45.87
	資産割　2.12		平等割　18.00	
町村	所得割　46.77	52.61	均等割　28.04	47.40
	資産割　5.84		平等割　19.36	

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

[14] **賦課方式**：保険税を賦課する方法で、２方式(所得割、均等割)、３方式、４方式があります。所得割：世帯に属する被保険者の前年度の総所得金額等に応じて算定。資産割：世帯における固定資産税等に応じて算定。均等割：世帯に属する被保険者数に応じて算定。平等割：世帯単位で算定。

○　国民健康保険税の算定においては、賦課限度額が地方税法で定められていますが、この賦課限度額について、全市町村が地方税法で定められている賦課限度額に則って設定しています。

平成 29 年度における賦課限度額は、医療給付費分が 54 万円、後期高齢者支援金分が 19 万円、介護納付金分が 16 万円となっています。

（２）国民健康保険税調定額の状況

○　平成 27 年度における本県の１世帯調定額は 135,719 円となっています。最も高いのは洋野町の 162,699 円で、最も低い釜石市との格差は 1.6 倍となっています。

○　県の被保険者１人当たり調定額は 81,780 円ですが、最も高い奥州市では 92,186 円、１番低い九戸村では 64,788 円となっており、市町村によって大きな差が見られます。

図表 3-3　１世帯当たり調定額（平成 27 年度）

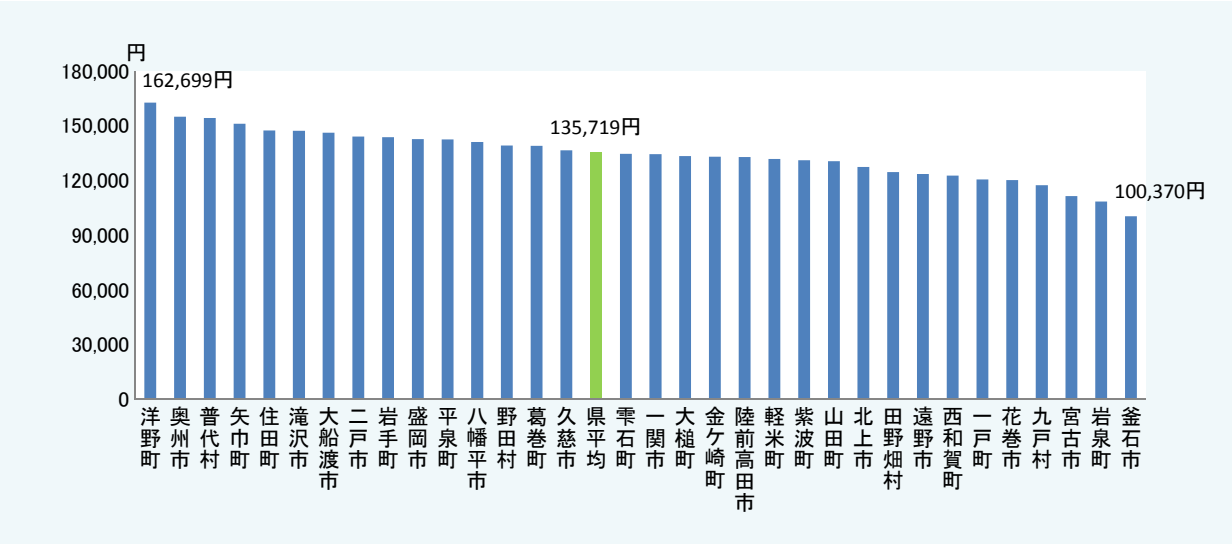

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

図表 3-4　被保険者１人当たり調定額（平成 27 年度）

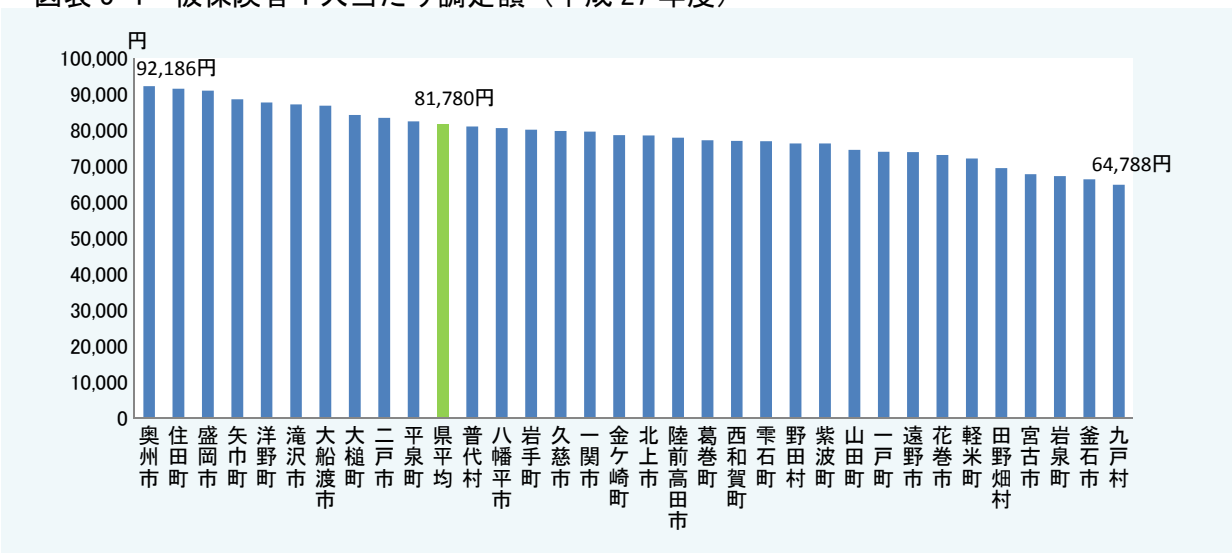

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

３　標準的な保険料(税)算定方式等

（１）保険料(税)水準の統一について

○　「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（厚生労働省保険局長通知。以下「納付金ガイドライン」）では、保険料(税)率は市町村ごとに設定することを基本としますが、将来的には地域の事情を踏まえ、都道府県内での保険料(税)負担の平準化を目指すこととなっています。

○　本県では、医療費水準及び保険料水準について市町村間の差異が大きいこと、保険税の算定方式が異なることなどから、平成 30 年度から当面の間は、県内統一の保険料(税)水準とはしません。

○　なお、保険料(税)水準の統一の時期等については、医療費適正化の取組等による医療費水準の平準化の状況を見ながら、国保運営方針見直しの際に検討していくこととします。

（２）納付金算定の考え方

ア　算定方式

○　現状では、賦課方式を４方式としているのは 27 市町村ですが、被保険者数で見ると３方式の方が若干多いことなどから、納付金算定は３方式により毎年度算定します。

イ　応能割と応益割

○　応能割と応益割の標準割合は、所得係数β：１を基本とします。所得水準が全国平均（β＝１）である都道府県においては、応能割 50：応益割 50 となりますが、全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて応能割と応益割の割合が増減します。

なお、応益割の均等割と平等割の配分については、均等割 70：平等割 30 を基本とします。

ウ　医療費指数反映係数αの設定

○　医療費指数反映係数αは、納付金の算定にあたり、市町村ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数であり、０から１の間で設定します。

α＝１の場合は、医療費水準は納付金の配分に全て反映され、α＝０の場合は、医療費水準を全く反映させないこととなります。

納付金ガイドラインでは、県内市町村間で医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが原則（α＝１）となっていることから、本県においては、α＝１を基本とし、必要に応じて、市町村との協議によりαの値を設定することとします。

エ　所得係数βの設定

○　所得係数βは、納付金の算定にあたり、応能分と応益分とに配分する割合を設定するための係数です。

納付金ガイドラインでは、毎年度国から示される、全国平均を１とした場合の各都道府県の所得水準を用いることが原則とされていますが、例外的にこれ以外の係数を設定することも可能となっています。

所得水準が全国平均の場合はβ＝１となり、応能分と応益分の割合は１：１となりますが、本県のように所得水準が全国平均より低い場合は、応能分の割合が応益分の割合よりも小さくなります。

本県においては、毎年度国から示される、全国平均を１とした場合の各都道府県の所得水準を基本とし、必要に応じて、市町村との協議によりこれ以外の係数（β’）を設定することとします。

オ　一般納付金基礎額調整係数γ

○　年齢調整後の医療費水準及び所得水準で調整した後に、各市町村の納付金基礎額の総額を都道府県の総額に合わせるために、一般納付金基礎額調整係数γによって全体の額を微調整することとします。

カ　納付金の対象となる範囲

○　納付金に含める保険給付の範囲については、納付金ガイドラインで規定されている療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費とし、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等は含めません。

キ　高額医療費の共同負担

○　高額医療費負担金等については、高額医療費、特別高額医療費が発生した市町村の保険税負担の増加を抑制するために活用されるものであることから、医療費水準及び所得水準により各市町村の納付金基礎額を算定した後に、当該市町村の過去の高額医療費の実績に応じてそれぞれ差し引き、共同負担は行わないこととします。

ク　賦課限度額

○　全市町村が地方税法で定める賦課限度額に沿って設定していることから、賦課限度額の設定は地方税法で定める額と同額とします。

ケ　激変緩和措置

○　納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、一部の市町村においては、「各市町村が本来集めるべき１人当たり保険税額」が変化し被保険者の保険税の負担が上昇する可能性があります。そのため、保険税が急激に増加することがないよう、納付金ガイドラインで示された激変緩和措置により対応します。

① 激変緩和措置の対象及び対象とする額

1 人当たりの保険税額が、平成 28 年度と比較し、毎年度県が定める一定割合以上増加した市町村を激変緩和措置の対象とします。また、対象額については当該割合以上増加した額とします。

なお、平成 28 年度の保険税額については、国民健康保険事業年報の数値に基づき算出した保険税額とします。ただし、法定外繰入、前年度繰上充用、財政調整基金取崩等により増加抑制を図っている場合は、その影響を加算した額とします。

② 激変緩和措置の財源

激変緩和措置の財源は、「県繰入金」及び「特例基金」とします。

※制度施行当初は、激変緩和分として交付される国調整交付金の暫定措置分も財源となります。

③ 激変緩和措置の期間

激変緩和措置の実施期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間を基本とし、３年ごとの国保運営方針の見直しの中で検討します。

（３）標準的な保険料（税）算定方式

ア 賦課方式

○ 県内統一の標準保険料（税）率は、納付金算定方法と同じく３方式により毎年度算定します。

イ 応能割と応益割

○ 応能割と応益割の標準割合については、納付金算定方法と同様に所得係数β：1（均等割 70：平等割 30）とします。

ウ 標準的な収納率

○ 標準的な収納率は、市町村標準保険料（税）率を算定するにあたっての基礎となる値です。

市町村の実態を踏まえた実現可能な水準とするため、算定年度直近の過去３か年度分の平均収納率を標準的な収納率として設定します。

＜納付金の算定＞

①　納付金必要額の算定
全県の医療費・後期高齢者支援金等の見込額から、国・県交付金、前期高齢者交付金を差し引いて算出。

②　所得指数の反映割合（所得係数β）を設定し、応能割分と応益割分の全体額を算出
全国平均を１とした岩手県所得係数βを反映。
β＝１の場合　　応能割分 50：応益割分 50
※応能割・・・所得割
　応益割・・・均等割（被保険者数）と平等割（世帯数）
※地方税法の基準である均等割：平等割＝70：30 とする。

③　②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出した金額を合算して、各市町村の配分額を算定
○当該市町村の応能割分
　　＝応能割分×当該市町村の所得が全県に占める割合（所得シェア）
○当該市町村の応益割分
　　＝応益割分×当該市町村の被保険者数と世帯数が全県に占める割合

④　医療費指数の反映割合（医療費指数反映係数α）を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額に乗じて納付金の額を算定
○医療費指数反映係数α＝１で設定（αについては市町村との協議において設定）
○各市町村の納付金額＝｛α×（各市町村の医療費指数－１）+１｝×③
※納付金の内訳である「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費指数を反映する。

＜市町村標準保険料（税）率の算定＞

⑤　市町村ごとの収納必要額を算定
○各市町村の収納必要額＝④＋｛市町村ごとの保健事業＋特定健診の費用等｝－｛市町村ごとの交付金等（特別交付金、保険者努力支援制度分等）｝

⑥　市町村ごとの収納率を反映
⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料（税）総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料（税）率を算定。
○標準的な収納率は過去３か年平均
○市町村の保険料（税）総額＝⑤÷標準的な収納率
○市町村標準保険料（税）率＝市町村の保険料（税）総額を基に算定

第４　市町村における保険税の徴収の適正な実施

１　趣旨

保険税の適正な徴収は、国民健康保険の安定的な財政運営の大前提ですが、市町村ごとに賦課総額の設定や徴収事務の実施方法にばらつきがあります。県が方針を示し、市町村が収納率を向上させ、必要な保険税を徴収することができるよう、徴収事務の適正な実施のための取組を定め、必要な支援を行います。

２　現状

（１）国民健康保険税の収納状況

○　岩手県国民健康保険広域化等支援方針（平成 22 年 12 月策定）において、被保険者数の規模が大きくなるに従って、収納率[15]が低くなる傾向が見られることから、保険者規模別で現年度分の収納率目標を設定し取り組んできました。

図表 4-1　被保険者数規模別収納率の状況（平成 27 年度）

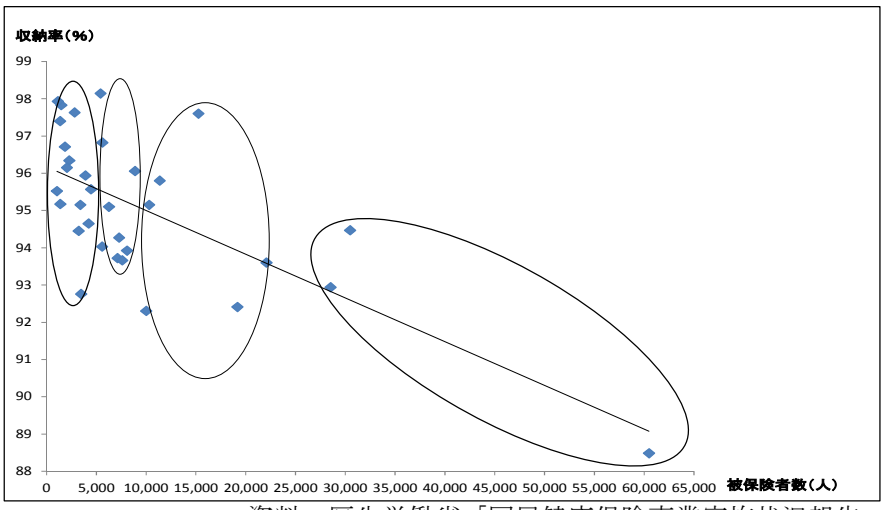

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

○　その結果、本県の収納率は現年度分及び滞納繰越分(過年度分)ともに年々上昇しており、平成 27 年度現年度分収納率は 93.19%となっています。前年度と比較して 0.43 ポイント上昇しており、全国平均の収納率 91.45%と比較しても、高くなっています。

図表 4-2　現年度分収納状況の推移　（単位：千円、%）

区　　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調　定　額	27,401,274	27,993,188	28,938,246	27,997,441	25,957,863
収納済額	25,017,873	25,760,242	26,720,729	25,970,513	24,188,869
収　納　率	91.30	92.03	92.34	92.76	93.19
全　　国	89.39	89.86	90.42	90.95	91.45

資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告」

15　**収納率**：保険税の収納額を調定額で除した割合

○　滞納繰越分(過年度分)の収納率は 22.82%となっており、前年度と比較して 2.17 ポイント上昇しています。

図表 4-3　滞納繰越分（過年度分）収納状況の推移　（単位：千円、%）

区　　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調　定　額	11,418,603	10,793,271	10,037,886	9,279,538	8,336,569
収 納 済 額	1,808,669	1,761,375	1,772,137	1,915,497	1,902,468
収　納　率	15.84	16.34	17.67	20.65	22.82
全　　国	15.36	16.46	17.68	18.84	20.47

資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告」

（２）納付方法別世帯割合

○　平成 27 年度における口座振替の世帯割合は 28.27%となっており、全国平均 40.12%と比べ、かなり低くなっています。普通徴収の納付方法別の収納率は、口座振替の収納率が 95.30%とかなり高くなっています。

図表 4-4　納付方法別世帯割合（平成 27 年度）　（単位：世帯、%）

区　　分	特別徴収[16]	普通徴収		
		納付組織	口座振替	自主納付
世　帯　数	37,556	20,793	54,197	79,178
割　　合	19.59	10.85	28.27	41.30
全国（平均）	12.55	0.81	40.12	46.52
収　納　率	99.97	86.15	95.30	75.58
全国（平均）	99.86	91.30	96.00	66.25

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

（３）滞納世帯数等の推移

○　国保加入世帯に占める滞納世帯数の割合は、年々減少傾向にあり、平成 28 年は前年と比較して 0.8 ポイント減少しています。また、資格証明書[17]及び短期被保険者証[18]の交付世帯数についても減少傾向にあります。

図表 4-5　滞納世帯数の推移　（単位：世帯、%）

区　　分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
全世帯数	208,927	204,604	199,625	194,392	189,508
滞納世帯数	29,677	27,508	24,053	21,409	19,398
割　　合	14.2	13.4	12.0	11.0	10.2

資料：厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

16　**特別徴収**：賦課決定された国民健康保険税額を、その徴収について経済的・機能的にも最も利便を有するもの(特別徴収義務者)に徴収させ、当該市町村に納入させる方法です。国保税の場合、年金保険者が特別徴収義務者になります。

17　**資格証明書**：保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している世帯主に対して交付するものです。ただし、その世帯に属する 18 歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にある被保険者に対しては、有効期限を６ヶ月とする短期被保険者証を交付することとなっています。

18　**短期被保険者証**：保険税を滞納している世帯主に対して交付する有効期限が通常よりも短い被保険者証のことです。

図表 4-6　滞納世帯数等の推移

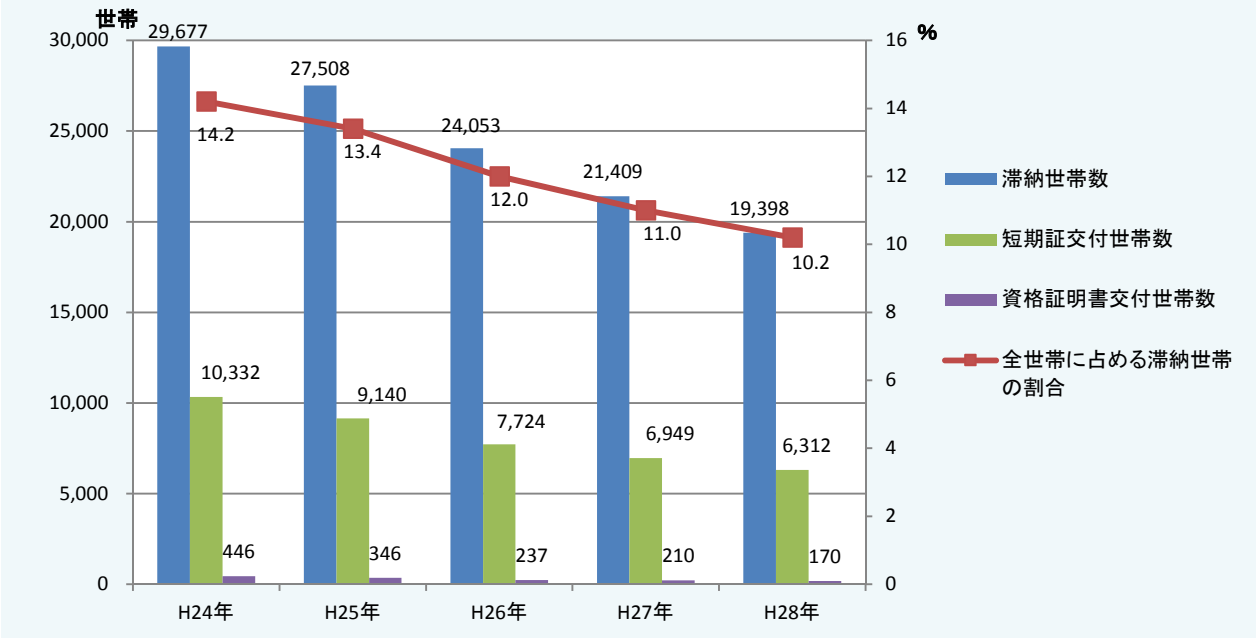

※全世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数及び資格証明書交付世帯数は各年 6 月 1 日現在。

資料：厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

（４）収納対策及び滞納処分の状況

○　市町村は、保険税収入を確保するために様々な収納対策の取組を実施していますが、収納対策マニュアルを作成して取り組んでいる市町村は、全体の 72.7%となっています。

滞納者については、全市町村で財産調査を行い、法律に則り滞納処分を実施しており、平成 27 年度の差押金額は 12 億 6 千万円となっています。（図表 4-8）

図表 4-7　滞納防止対策等の実施状況（平成 27 年度）

主な取組内容	市町村数	割合
収納対策マニュアル等の作成	24	72.7%
コールセンター(電話勧奨部門)の設置	8	24.2%
滞納整理機構への滞納処分の移管を実施	31	93.9%
税の専門家の配置	7	21.2%
収納率向上対策アドバイザーの活用	2	6.1%
コンビニ収納	18	54.5%
多重債務者等相談の実施	16	48.5%
財産調査の実施	33	100.0%
差押えの実施	33	100.0%
捜索の実施	26	78.8%
インターネット公売の活用	17	51.5%

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

図表 4-8　滞納処分の実施状況

年　度	差押え金　額（千円）	主な差押え物件（実施市町村数）						
		預貯金	給与	税等の還付金	保険の払戻金	不動産	動産	その他
H25 年度	1,306,061	27	27	32	12	13	11	22
H26 年度	1,288,698	26	25	30	14	17	12	20
H27 年度	1,261,806	26	29	31	15	19	12	18

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

３　今後の収納対策の取組

（１）収納率目標の設定

○　平成 27 年度において、第２期広域化等支援方針に定める収納率目標を達成したのは、30 市町村となっていますが収納率にはひらきがある状況となっています。

○　そこで、第２期広域化等支援方針同様に、保険者規模別グループの中で収納率が低い市町村の底上げを図る観点から、保険者規模別グループの平均収納率を現年度収納率目標として設定します。

収納率目標をすでに上回っている市町村については、平成 27 年度収納率を上回ることを目標に設定します。（図表 4-10）

○　滞納繰越分（過年度分）の収納率目標についても、第２期広域化等支援方針同様、前年度の滞納繰越分（過年度分）調定額を下回ることを目標に設定します。（図表 4-10）

○　保険者規模別グループの設定は、保険者の規模と収納率には相関が見られることから、第２期広域化等支援方針に沿って４つのグループに分け、下記のとおりとします。

図表 4-9　保険者規模別グループ

グループ	被保険者数	市町村
Ⅰ	５千人未満	雫石町、葛巻町、岩手町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、一戸町
Ⅱ	５千人以上 １万人未満	遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、紫波町、矢巾町、山田町、洋野町
Ⅲ	１万人以上 ２万５千人未満	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、滝沢市
Ⅳ	２万５千人以上	盛岡市、奥州市、一関市

図表 4-10　保険者規模別収納率目標

<table>
<tr><td rowspan="3">保険者規模</td><td colspan="3">収納率目標（平成 32 年度末）</td></tr>
<tr><td colspan="2">現年度分</td><td rowspan="2">滞納繰越分
（過年度分）</td></tr>
<tr><td>グループ</td><td>収納率目標</td><td>収納率目標を上回る市町村</td></tr>
<tr><td>Ⅰ（15）</td><td>95.57%</td><td rowspan="4">平成 27 年度の当該市町村収納率以上の率</td><td rowspan="4">各市町村の前年度滞納繰越額を下回る額</td></tr>
<tr><td>Ⅱ（９）</td><td>94.98%</td></tr>
<tr><td>Ⅲ（６）</td><td>94.32%</td></tr>
<tr><td>Ⅳ（３）</td><td>90.97%</td></tr>
</table>

（２）収納率向上の取組

ア　市町村の取組

市町村は、収納率向上に資するための取組を推進します。

○　滞納世帯の状況（滞納金額、滞納期間、所得状況等）や徴収体制、口座振替実施率などの観点から、収納不足についての要因分析を行います。

○　被保険者に対する個々への通知や広報誌などを通して、国民健康保険制度の周知を図ることはもちろんのこと、口座振替を促進し、納期内納付率の向上に努めます。

○　被保険者の利便性の向上を図るため、コンビニ収納など納付機会の拡大に努めます。

○　滞納者への催告、滞納処分等の基準や方法を定めた収納対策マニュアルを作成し、長期滞納者への財産調査を実施するとともに、特別の事情がないにもかかわらず納付に応じない者については、効率的な滞納処分に努めます。

○　インターネット公売を活用し、よりたくさんの人に情報を提供することで、差押え財産の早期換価に努め、滞納整理を進めます。

○　多重債務を抱える滞納者については、関係機関、関係部署と連携しながらきめ細かな支援を実施します。

イ　県の取組

県は、岩手県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）と連携しながら、市町村が収納率向上に資するための支援を行います。

○　岩手県地方税特別滞納整理機構[19]は、引き続き滞納処分に関する相談、選定基準に基づき市町村から移管された事案について滞納処分を実施します。

○　現在実施している新任職員や収納対策に携わる職員を対象とした研修会を継続し、職員の技術向上を図ります。

○　国保連合会は、希望する市町村に収納対策アドバイザーを派遣し、収納率向上のための支援を行います。

[19] **岩手県地方税特別滞納整理機構**：県と県内市町村が共同して滞納整理を行う組織

第５　市町村における保険給付の適正な実施

１　趣旨

保険給付は、保険制度の基本事業であり、統一的なルールの下にその事務が実施されているところですが、県が保険者になることにより、保険給付の実施に当たり、新たな取扱いも生じます。

保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実に実施されるための取組を定めます。

２　現状

（１）レセプト点検の状況

○　診療報酬明細書[20]（以下「レセプト」という。）点検は、診療報酬支払の適正化を図るため「診療報酬明細点検事務処理要領」（昭和 55 年５月 10 日付け保険発第 42 号）に基づき、実施しているところです。

○　レセプト点検は、一次点検は審査支払機関である国保連合会が、二次点検については各市町村で実施しています。実施方法は、市町村それぞれで異なり、職員などで実施しているのが９市町村、業者に委託しているのが 24 市町村となっています。

○　本県のレセプト点検による１人当たり財政効果額は、平成 27 年度は 1,808 円、効果率は 0.65％となっています。１人当たり財政効果額、財政効果率ともに全国平均を若干下回っています。

図表 5-1　１人当たり財政効果額（平成 27 年度）

	１人当たり財政効果額			財政効果率
	過誤調整分	返納金等調定分	合　　計	（%）
岩手県	1,507 円	301 円	1,808 円	0.65
全国平均	1,524 円	338 円	1,862 円	0.67

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

（２）第三者求償事務の状況

○　本県では、交通事故（任意保険加入の場合）に係る求償事務について、全市町村が国保連合会に共同処理事業として委託しています。

また、損害保険関係６団体と「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結し、第三者求償事務[21]の取組に係る数値目標を設定して取り組んでいます。

○　第三者求償事務に係る請求件数は、年によってばらつきがありますが、請求金額は毎年１億４千万円、収納金額も１億円を超えています。（図表 5-2）

---

[20] **診療報酬明細書（レセプト）**：保険医療機関等が被保険者の診療を行ったときの医療費をその被保険者が加入する保険者に対して請求する際に、診療内容の明細を示すために作成するものです。

[21] **第三者求償事務**：被保険者が第三者の不法行為(交通事故等)によって負傷又は死亡した場合に、市町村は、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権と保険給付とを調整し、第三者に対し損害賠償請求することです。

図表 5-2　第三者求償事務の実施状況

年　度	委任件数（新規）	請　　求		収　　納	
		件　数	金　額	件　数	金　額
平成 25 年度	159 件	421 件	142,261,656 円	370 件	90,054,082 円
平成 26 年度	132 件	283 件	140,106,992 円	325 件	100,229,736 円
平成 27 年度	157 件	282 件	146,547,026 円	266 件	100,539,538 円

資料：岩手県国保連合会調べ

（３）柔道整復療養費に関する医療費通知の実施状況

○　保険者は、柔道整復療養費[22]の適正な制度運営に資するため、被保険者等に健康及び柔道整復療養費制度に対する意識を深めさせることを目的として、医療費通知を実施しています。

本県では、第２期広域化等支援方針に基づく取組として、全市町村が実施することを目標に取り組んでおり、平成 27 年度は、28 市町村が実施しています。

（４）高額療養費等の支給に関する申請勧奨状況

○　高額療養費の支給申請勧奨は、平成 27 年度は 32 市町村が実施しており、勧奨実施総件数は 27,795 件となっています。

○　該当者に対する勧奨方法は市町村ごとに異なっており、勧奨する際の実施基準を設定しているのは 15 市町村で、支給金額に基づいて実施基準を設定しています。

勧奨方法については、高額療養費の支給可否について確認の上、該当者に対して申請手続を行うよう情報提供している市町村が多くなっています。

図表 5-3　高額療養費申請勧奨事務の実施状況（平成 27 年度）

勧　奨　方　法	市町村数	実施件数
該当者に対して申請手続を行うよう情報提供している。	15	27,795 件
該当者に対して申請書を送付し申請を促している。	8	
該当者に対して、被保険者番号、被保険者名、受診医療機関、支給予定額等の必要事項をあらかじめ記載した支給申請書を送付・通知し、給付金の振込先等の記入・押印だけして返送してもらう。（ターンアラウンド方式）	9	
未実施	1	

※平成 28 年４月１日現在の状況

資料：厚生労働省「高額療養費等の支給勧奨の実施状況に関する調査」

[22] **柔道整復療養費**：柔道整復師による施術を受けた場合の費用

３　県による保険給付の点検等（事後調整）

（１）県による保険給付の点検

○　新制度においても、保険給付の実施主体は引き続き市町村になるため、レセプト点検についても一義的には市町村で実施するべきものですが、県が保険者になることによって、県の広域性・専門性を生かした給付点検の実施が可能となります。

○　県による保険給付の点検は、「同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等についての点検」や「柔道整復療養費などの療養費の点検」などについて、費用対効果等を検討しながら、今後市町村と協議を進めることとします。

（２）監査等の結果により判明した不当・不正請求等の返還請求事務

○　県は東北厚生局岩手事務所と合同で、保険医療機関等を対象に、保険診療（保険調剤）の質的向上と適正化を図ることを目的に指導・監査を実施しています。保険医療機関等による不当・不正請求事案が発覚した場合、県は、法第 65 条第４項に基づき、市町村の委託を受けて、不当・不正請求等に係る費用返還事務を行うことが可能となります。

○　県が専門性を要する事務を一括して対応することにより、市町村の事務負担軽減にもつながることから、不当・不正請求事案に係る返還請求事務の県への委託については、市町村と今後協議を進めていくこととします。

４　保険給付に関する取組

県は、国保連合会と協力・連携して、市町村の保険給付の実務が着実になされるよう次の取組を推進していきます。

（１）療養費の支給の適正化

○　取組が進んでいる市町村好事例の横展開などにより、市町村の療養費の支給の適正化を支援します。

（２）レセプト点検の充実強化

○　職員の資質向上のため、現在実施している給付担当者やレセプト点検担当者向けの事務研修会を実施します。また、地区協議会ごとに開催される研修会などに講師を派遣します。

○　医療保険と介護保険の給付調整について、介護給付適正化システムから出力される「医療給付情報突合リスト」を用いたレセプト点検の推進を図ります。

○　医療給付専門指導員による助言指導を実施します。

○　全ての市町村において、同じ基準で二次点検の実施が可能となる取組について検討していきます。

（３）第三者求償や過誤調整等の取組強化

○　第三者求償事務研修会や弁護士相談を引き続き開催し、市町村担当者職員への支援を行います。

○　国保連合会は、第三者求償事務の受託範囲を段階的に拡大し、市町村事務の軽減を図ります。

○　県による助言指導や研修会などの機会を通して、過誤調整等の保険者間調整の枠組みについて普及・促進を図ります。

５　高額療養費の多数回該当の取扱い等

（１）高額療養費の多数回該当の取扱い

○　平成 30 年以降の県内市町村間の住所異動について、世帯の継続性が保たれている場合は、平成 30 年４月以降の療養において発生した転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぐこととなります。

○　高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものと取り扱った上で、家計の負担軽減を図ることを目的としています。このため、世帯を主宰し、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することを原則とします。

○　多数回該当の通算は、転入世帯における世帯の継続性を考慮の上、転入地市町村が行いますが、その判定基準については、以下のとおりとします。

① 一の世帯で完結する住所異動について

単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の分離や合併を伴わないため、世帯の継続性を認めます。一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとします。なお、国保における世帯主を設定している場合には、世帯主は国保上の世帯主とします。

ア　他の国保加入者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わらない住所異動。

イ　他の国保加入者を含む世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。具体的には、出生、社会保険離脱及び生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を伴う住所異動が該当します。

② 一の世帯で完結しない住所異動について

世帯分離、世帯合併により一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による世帯主及び国保被保険者の数の増加及び他の世帯への異動による世帯主及び国保被保険者の数の減少をいう。）の場合には、次のとおりとします。

ア　世帯主と住所の両方に変更がない世帯に対して、世帯の継続性を認めます。例えば、婚姻により子が独立して他市町村へ住所異動した場合の、元の住所地に残る世帯主の変更がない親世帯が該当します。

イ　転入する世帯の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認めます。例えば、子ども世帯が実家世帯と合併すると同時に、当該子どもが世帯主になって新たな世帯を形成する場合が該当します。
※子ども世帯が実家世帯に編入され、その後、当該子どもが世帯主になる場合は、単なる世帯主変更であり、一の世帯で完結する異動基準により、実家世帯に世帯の継続性を認めます。

（２）高額療養費に係る事務の標準化

○　高額療養費に係る事務については、高額療養費支給申請勧奨事務について全市町村で取り組むとともに、高額療養費の計算方法などについても、今後市町村と検討を進め、段階的に事務の標準化を図ることとします。

第６　医療費の適正化の取組

１　趣旨

国民健康保険の財政運営に当たり、医療費の適正化を行い、財政基盤を強化するための取組について定めます。

２　現状

（１）特定健康診査・特定保健指導の実施率

○　特定健康診査（以下「特定健診」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の規定に基づき、医療保険者に義務付けられたもので、高血圧症や脂質異常症[23]、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に着目した健康診査として、40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に実施するものです。

○　本県の特定健診実施率は、平成 26 年度は全国 35.3%に対して、43.2%と高い実施率となっています。前年度と比較して 0.8 ポイント上昇しており、実施率は微増傾向です。

平成 27 年度は、最高は岩手町で 59.8%、最低は洋野町で 34.6%となっており、県内市町村の特定健診実施率には大きなひらきがある状況です。(図表 6-2)

○　特定保健指導は、特定健診受診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導として実施するものです。

本県の特定保健指導の実施率は、平成 26 年度は 16.4%と、全国 23.0%に対して低い実施率となっています。

平成 27 年度は、最高が北上市で 40.9%、最低は平泉町の 3.4%となっています。(図表 6-3)

図表 6-1　特定健診・特定保健指導実施状況

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標値
特　定　健　診	41.3%	42.4%	43.2%	43.5%	60%
	(33.7%)	(34.2%)	(35.3%)	(36.3%)	
特定保健指導	19.3%	16.9%	16.4%	17.3%	60%
	(19.9%)	(22.5%)	(23.0%)	(23.6%)	

※括弧内の数値は全国実施率

※目標値は第２期特定健診等実施計画期間における平成 29 年度までの達成目標

資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導等の実施状況」
国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

[23] **脂質異常症**：中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたし、血液中の値が正常域をはずれた状態をいいます。動脈硬化の主要な危険因子であり、放置すれば脳梗塞や心筋梗塞などの動脈硬化性疾患をまねく原因となります。

図表 6-2　特定健診実施率（平成 27 年度）

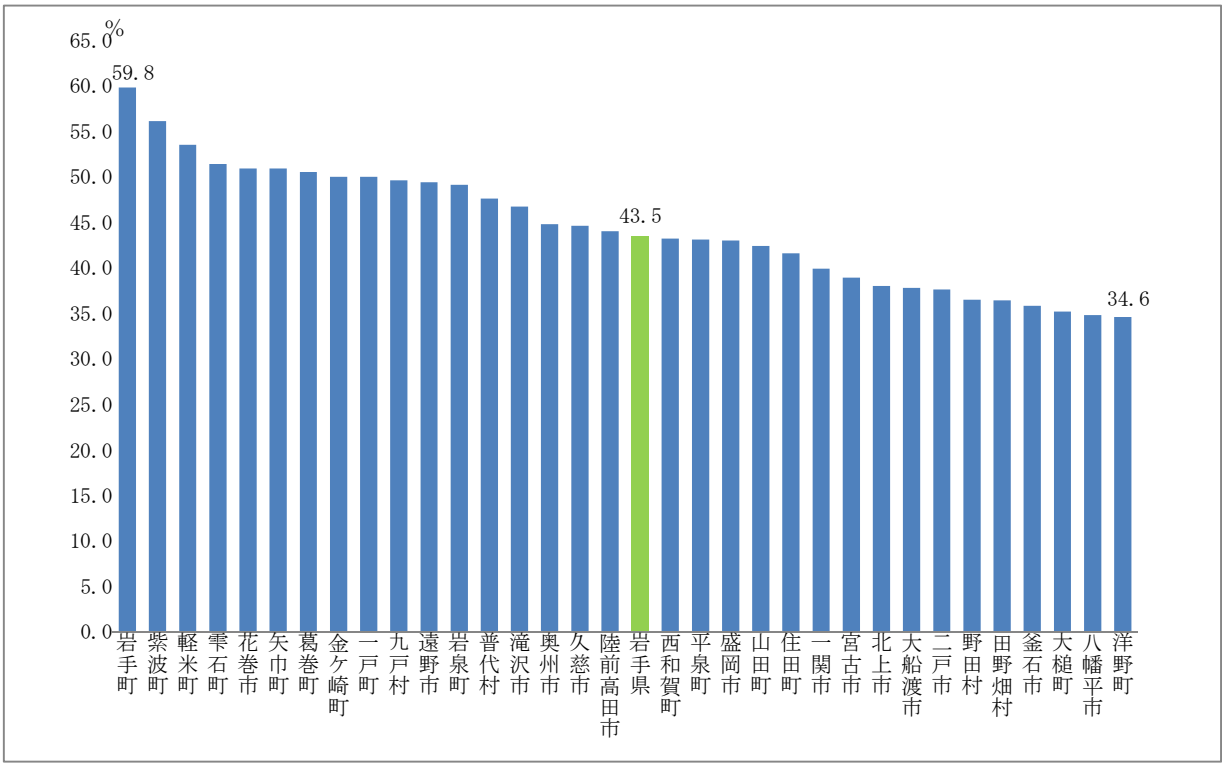

資料：国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

図表 6-3　特定保健指導実施率（平成 27 年度）

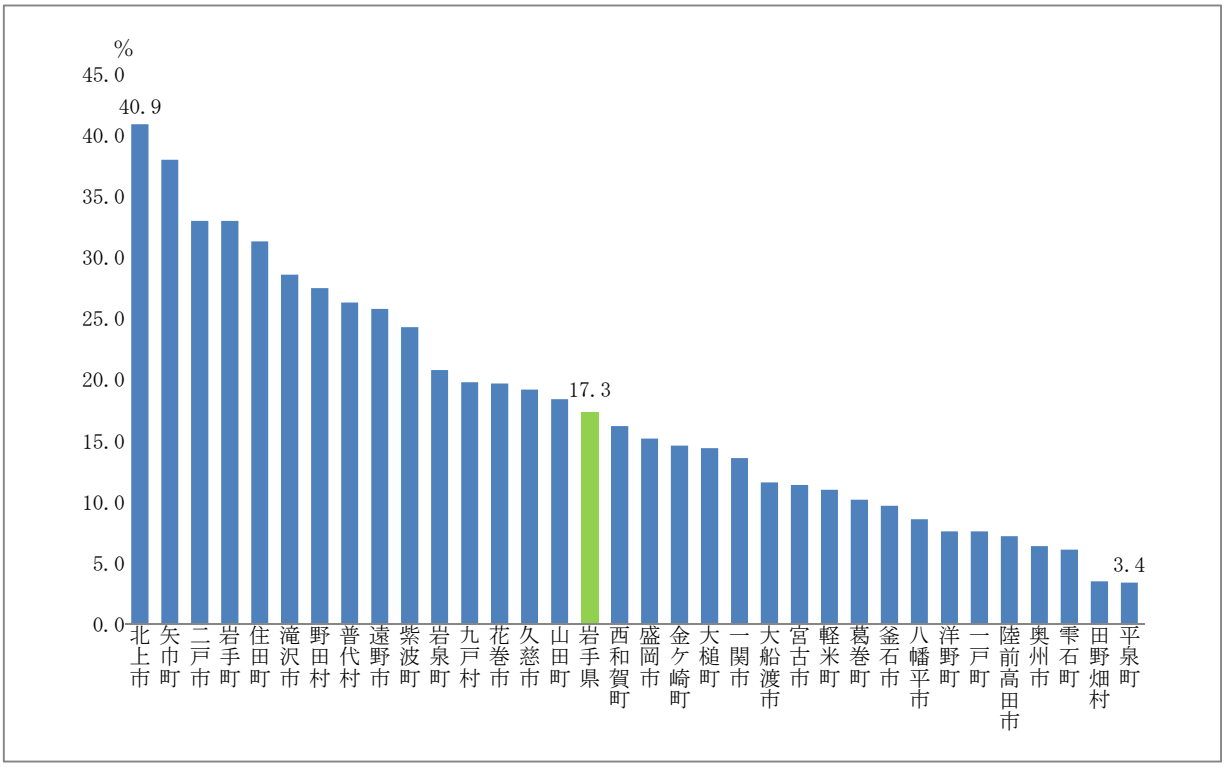

資料：国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表」

（２）後発医薬品の使用状況

○　後発医薬品（ジェネリック医薬品）[24]の普及促進について、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年６月 30 日閣議決定）において、2017 年の年央に数量シェア 70%、2018 年～2020 年度までのできるだけ早い時期に数量シェアを 80%とするという目標が設定されています。

○　その目標の下、市町村は、後発医薬品希望カードの配布や後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知（いわゆる差額通知）などの取組を通して、後発医薬品の普及促進に努めています。

○　本県の後発医薬品の使用割合は、全国平均を上回っており、平成 27 年度は 70.8%と、既に目標の 70%を達成しています。

　また、後発医薬品の差額通知については、32 市町村で実施しており、平均実施回数は 2.6 回、総実施件数は 50,430 件となっています。

図表 6-4　後発医薬品使用割合の推移（数量ベース）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
岩手県全体	56.9%	64.6%	69.1%
市町村国保	―	66.7%	70.8%
全国 （市町村国保）	51.2% （　―　）	58.4% (59.8%)	63.1% (64.1%)

資料：厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」

図表 6-5　後発医薬品差額通知の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市町村数	29 市町村	30 市町村	31 市町村	32 市町村
総実施件数	53,389 件	56,234 件	50,430 件	―
平均実施回数	2.4 回	2.6 回	2.6 回	―

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

（３）医療費通知の実施状況

○　保険者は、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、被保険者に対し国民健康保険制度及び健康に対する意識を深めさせることを目的として、医療費通知を実施しています。

○　医療費通知には、受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、医療費の額などを記載し、世帯主又は被保険者に通知しています。

　本県では、委託業務として実施している市町村が多く、平成 27 年度は全ての市町村で医療費通知を実施し、実施回数は平均年６回となっており、実施総件数は 952,807 件となっています。（図表 6-6）

[24] **後発医薬品**：後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

図表 6-6　医療費通知の実施状況

	実施総件数	平均実施回数	委託状況（H27 実績）
平成 25 年度	983,899 件	5.9 回	国保連合会　25 市町村
平成 26 年度	984,837 件	6 回	その他　　7 市町村
平成 27 年度	952,807 件	6 回	自　庁　　1 町

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

（４）データヘルス計画の策定状況

○　政府の「日本再興戦略」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）では、“国民の健康寿命の延伸”を目標に、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として“データヘルス計画”の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」ことが掲げられました。

○　市町村は、国保データベース（ＫＤＢ）[25]システム等のデータを活用し、国保加入者の健康課題を分析したうえで、地域の特性に応じた効果的・効率的な保健事業を推進するため、データヘルス計画を策定しています。

○　平成 27 年度までに、28 市町村がデータヘルス計画を策定しており、平成 29 年度までに全市町村が策定する予定となっています。

図表 6-7　データヘルス計画策定状況（平成 28 年度）

	保険者数	データヘルス計画策定状況			
		策定済	平成 28 年度中	平成 29 年度中	未着手等
岩手県	33	28	4	1	0
全　国	1,716	1,131	338	96	151

資料：厚生労働省「国民健康保険の保健事業の実施状況に関する調べ」

（５）重複受診、頻回受診への訪問指導の実施状況

○　市町村では、適正受診促進のため、重複受診者（同一疾病で複数の医療機関を受診している被保険者）や頻回受診者（同一疾病で同一月内に多数回受診した被保険者）に対して、訪問保健指導を実施しています。平成 27 年度は、20 市町村が訪問保健指導を実施しています。

図表 6-8　重複受診、頻回受診への訪問指導の実施状況（平成 27 年度）

	実施	未実施
重複受診、頻回受診への訪問指導	20 市町村	13 市町村

資料：厚生労働省調べ

[25] **国保データベース（ＫＤＢ）システム**：国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを活用して、統計状況や個人の健康に関するデータを作成するシステムです。

３　医療費適正化に向けた目標とその取組

○　県が策定する第３期岩手県医療費適正化計画との連携を図り、平成 35 年度までの目標を次のとおり設定します。

○後発医薬品の使用を促進し、数量シェア 80%をめざします。
○特定健診実施率 60%以上、特定保健指導実施率 60%以上[26]をめざします。
○糖尿病の重症化予防の取組を推進します。
○医薬品の適正使用の推進を図ります。

○　市町村は、医療費適正化に向けて次の取組を推進します。
・後発医薬品の差額通知などの取組による後発医薬品の普及、啓発
・特定健診及び特定保健指導実施率の向上にあたり、データヘルス計画のＰＤＣＡサイクルの実施
・重複、頻回受診者への訪問指導の推進

○　県は、市町村の取組が促進するよう次の支援を行います。
・市町村が糖尿病重症化予防に取り組むための糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定
・糖尿病性腎症重症化予防対策研修会開催や市町村国保共同による仕組みづくりの検討
・市町村のデータヘルス計画策定等にあたり、情報基盤等を活用した助言指導
・特別交付金による財政支援

４　医療費適正化計画との関係

（１）第３期岩手県医療費適正化計画との整合

○　市町村は、第３期岩手県医療費適正化計画（平成 30 年度から 35 年度）の目標について、市町村ごとの実情を踏まえた医療費適正化対策の推進に努めます。

（２）第３期岩手県医療費適正化計画における重点目標

達成すべき目標	関連計画
・特定健診実施率：40～74 歳の対象者の 70%以上受診 ・特定保健指導実施率：指導対象者の 45%以上受講 ・メタボリックシンドローム該当者・予備群[27]の減少 ・たばこ対策 ・生活習慣病重症化予防の推進 ・その他の予防・健康づくりの推進 ・後発医薬品の使用促進：後発医薬品の使用割合 80%以上 ・医薬品の適正使用の推進	医療計画 健康いわて 21 プラン

26　第３期岩手県医療費適正化計画の特定健診実施率 70%、特定保健指導実施率 45%を達成するために、保険者ごとに目標値がそれぞれ設定されています。

27　**メタボリックシンドローム該当者・予備群**：内臓脂肪型肥満（上半身肥満）の疑い（腹囲が男性 85ｃｍ、女性 90ｃｍ以上）に加え、糖尿病、高血圧症、脂質異常症のうち２つ以上の疾病を併せ持つ状態（日本内科学会等内科系８学会合同の診断基準）をいいます。予備群は、その一つを併せ持つ状態です。

第７　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

１　趣旨

市町村が担う事務のうち、広域的に実施することにより効率化することが可能な事務について、県が中心となり、市町村事務の広域化・効率化を推進するための取組を定めます。

２　広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

（１）市町村事務の広域化・効率化の方向性

○　将来の市町村標準保険料(税)水準の統一を見据え、市町村事務の広域化・効率化についても、岩手県国民健康保険連携会議の下にワーキンググループを設置し、国保連合会と連携を図りながら検討を進めていきます。

（２）具体的な取組内容

○　市町村事務の広域化・効率化の具体的な取組内容については、ワーキンググループなどで市町村の意見を踏まえ、平成 30 年度から検討を進めることとします。

ア　保険者事務の共同実施
・高額療養費に係る事務

イ　保健事業の共同実施
・糖尿病性腎症重症化予防

ウ　市町村事務の共通化
・国民健康保険税減免要綱、一部負担金減免及び徴収猶予取扱い要綱、滞納者に係る資格証明書及び短期被保険者証の取扱い、葬祭費等

エ システムの共同利用
・市町村事務処理標準システムの共同利用の検討

○　既に、実施している医療費適正化や収納対策などの共同実施の取組についても、更なる推進に向けた検討を行っていくこととします。

○　国保連合会が実施している主な共同事業　　（平成 29 年４月１日現在）

項　　目		国保連合会での実施状況	実施市町村数
１．保険者事務の共同実施			
(1)通知等の作成	被保険者証の作成	○	23
	被保険者台帳の作成	○	12
	高額療養費の申請勧奨通知の作成	—	—
	療養費支給決定帳票の作成	—	—
	高額療養費支給申請・決定帳票の作成	—	—
	高額療養費通知の作成	—	—
(2)計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	○	33
	高額介護合算療養費支給額計算処理業務	○	32
	退職被保険者の適用適正化電算処理業務	○	33
(3)統計資料	疾病統計業務	○	33
	事業月報・年報による各種統計資料作成	○	33
(4)資格・給付関係	資格管理業務	○	33
	資格・給付確認業務	○	33
	被保険者資格及び異動処理事務	○	33
	給付記録管理業務（給付記録台帳の作成）	○	33
(5)その他	各種広報事業	○	33
	国庫補助金等関係事務	—	—
	共同処理データの提供	○	19
	市町村基幹業務支援システムの参加促進	—	—
２．医療費適正化の共同実施			
	医療費通知	○	25
	後発医薬品差額通知書	○	33
	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	○	33
	レセプト点検	—	—
	レセプト点検担当職員への研修	○	33
	第三者行為求償事務共同処理事業	○	33
	医療費適正化に関するデータ提供	○	33
	高度な医療費分析	—	—
３．収納対策の共同実施			
	収納担当職員への研修	○	33
	保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	○	33
４．保健事業の共同実施			
	特定健診の受診促進に係る広報	○	33
	特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施	○	33
	特定健診データの活用に関する研修	○	33
	特定保健指導の共通プログラムの作成	—	—
	特定健診・特定保健指導の委託単価・自己負担額の統一	—	—
	重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施	—	—
	糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施	○	33

資料：岩手県国保連合会調べ

第８　保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携

１　趣旨

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができるまちづくりを進めるためには、地域の実情に応じた創意工夫により、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域の包括的な支援、サービス提供体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が必要となっています。

県は、広域的な立場から医療提供体制の確保、保健医療サービスや福祉サービスを推進してきました。平成 30 年度以降は、国保の財政運営の責任主体として保険者としての役割を担うことにより、医療はもちろんのこと、保健・福祉全般にわたった施策の推進が可能となります。

国保保険者として、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に留意し、医療保険以外の保健、介護、福祉分野等の施策との連携についての取組を定めます。

２　保健医療サービス・福祉サービス等との連携

（１）市町村の取組

市町村は、国保部局として地域の住民が暮らしやすい体制を構築するため、次のような取組を進めていきます。

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療、介護、保健、福祉、住まいなど部局横断的な議論の場への国保部局の参画(庁内での連携)
- 地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画又は個々の国保被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況について、地域の医療、介護、保健、福祉サービス関係者との情報共有の仕組み(外部組織との連携)
- KDB、レセプトデータを活用した健康事業、介護予防、生活支援の対象となる被保険者の抽出
- 国保被保険者を含む高齢者などの居場所、拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施
- 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施
- 後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業の実施

（２）県の取組

県は、健康、医療情報に係る情報基盤（ＫＤＢ）などを活用し、市町村や国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるように必要な助言、支援を行います。

○　県内及び他の都道府県における保健医療サービスと福祉サービスの連携の好事例の取組について、市町村に情報提供をしたり、市町村が関係団体と連携を図る上での支援を行います。

○　県は広域的な保険者として、本国保運営方針と県が定める岩手県保健医療計画(地域医療構想・医療費適正化計画含む)、岩手県健康増進計画「健康いわて 21 プラン」及び岩手県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「いわていきいきプラン」等、他計画との連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していきます。

第９　施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等について

１　趣旨

国民健康保険事業の運営に係る施策の実施のために必要とする関係市町村相互間の連絡調整、その他県が必要と認める事項について定めます。

○　国民健康保険法に基づく国保運営方針の推進に当たっての意見調整等を行うため、県、市町村、国保連合会で構成する岩手県国民健康保険連携会議を設置します。

○　本国保運営方針は３年ごとに検証を行い、必要な見直し、修正を行うこととします。見直しの際は、次のような手順で進めます。

（国保運営方針見直しの手順）

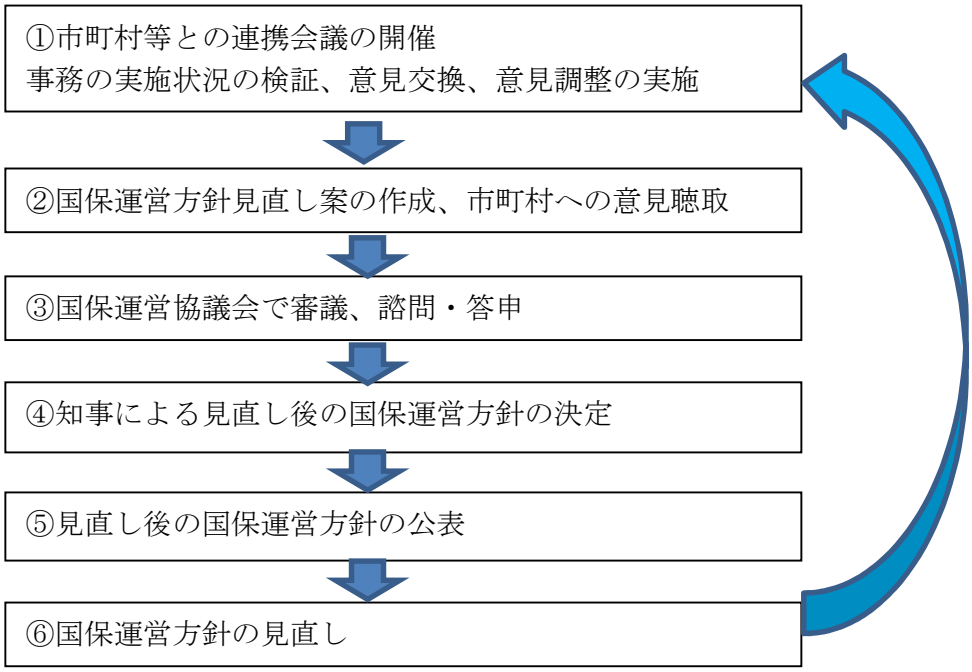

資料編

（１）保険者別加入世帯数の推移
（２）保険者別被保険者数の推移
（３）保険者別医療費の推移
（４）保険者別１人当たり医療費の推移
（５）平成 27 年度　保険者別１人当たり医療費（診療種別）
（６）平成 27 年度　保険者別保険税の賦課状況（一般被保険者医療給付費分）
（７）平成 28 年度　保険者別国保税率の状況
（８）平成 27 年度　保険者別国保税調定額（現年度）
（９）保険者別現年度分収納状況
(10)保険者別滞納繰越分収納状況
(11)滞納世帯数等の状況
(12)保険者別滞納整理状況
(13)平成 27 年度　保険者別レセプト点検状況
(14)平成 27 年度　保険者別医療費通知等実施状況
(15)保険者別特定健診実施率等の状況

（１）　保険者別加入世帯数の推移

（単位：世帯）

保険者番号	保険者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
001	盛岡市	40,767	40,541	40,212	39,678	38,921
002	宮古市	10,901	10,441	10,061	9,699	9,342
003	大船渡市	7,255	6,833	6,571	6,398	6,167
004	奥州市	19,501	18,996	18,384	17,939	17,238
005	花巻市	14,688	14,617	14,204	13,817	13,544
006	北上市	12,643	12,639	12,392	12,228	11,895
007	久慈市	6,881	6,580	6,378	6,147	5,921
008	遠野市	4,977	4,861	4,733	4,606	4,392
009	一関市	20,147	19,717	19,239	18,766	18,249
010	陸前高田市	3,932	3,749	3,598	3,440	3,309
011	釜石市	6,956	6,494	6,265	6,106	5,887
013	二戸市	5,523	5,325	5,121	4,930	4,729
014	雫石町	2,866	2,811	2,751	2,673	2,584
015	葛巻町	1,507	1,466	1,415	1,341	1,284
016	岩手町	2,734	2,698	2,568	2,470	2,379
017	八幡平市	4,810	4,713	4,548	4,349	4,139
018	滝沢市	6,999	7,034	7,077	6,891	6,786
021	紫波町	4,577	4,604	4,569	4,503	4,475
022	矢巾町	3,280	3,270	3,264	3,208	3,233
030	西和賀町	1,014	978	933	918	875
031	金ケ崎町	2,249	2,212	2,119	2,091	2,023
036	平泉町	1,321	1,286	1,246	1,229	1,203
043	住田町	1,090	1,055	1,015	964	924
045	大槌町	2,658	2,441	2,318	2,279	2,212
048	山田町	3,823	3,705	3,524	3,380	3,212
049	岩泉町	2,111	2,025	1,933	1,842	1,759
050	田野畑村	736	678	681	657	648
051	普代村	653	624	597	560	549
054	軽米町	2,094	2,020	1,939	1,860	1,801
055	洋野町	3,983	3,886	3,753	3,619	3,443
056	野田村	928	850	831	806	770
059	九戸村	1,197	1,164	1,107	1,073	1,029
062	一戸町	2,788	2,706	2,599	2,510	2,398
合　計		207,589	203,019	197,945	192,977	187,320

※数値は年度末　　資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（２）　保険者別被保険者数の推移

（単位：人）

保険者番号	保険者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
001	盛岡市	66,775	65,589	64,235	62,585	60,478
002	宮古市	19,217	17,941	17,022	16,155	15,260
003	大船渡市	13,458	12,244	11,503	10,985	10,328
004	奥州市	34,783	33,292	31,728	30,384	28,529
005	花巻市	25,534	24,932	23,945	22,870	22,091
006	北上市	21,451	21,126	20,568	20,001	19,173
007	久慈市	12,645	11,777	11,220	10,601	10,027
008	遠野市	8,739	8,378	8,036	7,720	7,301
009	一関市	35,950	34,751	33,420	32,006	30,473
010	陸前高田市	7,223	6,718	6,284	5,944	5,604
011	釜石市	11,168	10,171	9,660	9,285	8,881
013	二戸市	10,186	9,609	9,061	8,594	8,081
014	雫石町	5,326	5,130	4,938	4,710	4,479
015	葛巻町	2,844	2,740	2,582	2,420	2,289
016	岩手町	5,329	5,101	4,756	4,461	4,230
017	八幡平市	8,870	8,589	8,120	7,635	7,146
018	滝沢市	12,303	12,275	12,172	11,703	11,376
021	紫波町	8,315	8,203	7,980	7,825	7,601
022	矢巾町	5,886	5,836	5,743	5,529	5,444
030	西和賀町	1,728	1,633	1,521	1,461	1,387
031	金ケ崎町	4,064	3,929	3,649	3,548	3,401
036	平泉町	2,397	2,318	2,225	2,149	2,060
043	住田町	1,931	1,805	1,690	1,570	1,494
045	大槌町	4,625	4,050	3,760	3,627	3,485
048	山田町	7,348	6,918	6,464	6,006	5,587
049	岩泉町	3,666	3,423	3,215	2,996	2,827
050	田野畑村	1,378	1,263	1,260	1,202	1,142
051	普代村	1,313	1,238	1,169	1,072	1,043
054	軽米町	4,127	3,826	3,607	3,456	3,231
055	洋野町	8,162	7,758	7,300	6,843	6,275
056	野田村	1,892	1,655	1,583	1,474	1,396
059	九戸村	2,292	2,196	2,069	1,973	1,849
062	一戸町	4,914	4,652	4,384	4,118	3,909
合　計		365,839	351,066	336,869	322,908	307,877

※数値は年度末　　資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（３）　保険者別医療費の推移

（単位：千円）

保険者番号	保険者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
001	盛岡市	22,115,656	22,428,599	22,775,203	22,533,174	23,140,148
002	宮古市	6,570,924	6,619,703	6,334,868	6,239,154	6,315,813
003	大船渡市	4,151,266	4,366,609	4,176,926	4,077,094	4,080,176
004	奥州市	10,225,555	10,524,847	10,275,171	9,891,172	9,907,192
005	花巻市	7,938,941	8,173,206	8,245,571	8,111,586	7,959,260
006	北上市	6,273,317	6,574,203	6,660,495	6,537,144	6,566,064
007	久慈市	3,506,555	3,626,276	3,614,834	3,475,051	3,482,613
008	遠野市	2,804,703	2,889,196	2,815,757	2,812,294	2,887,539
009	一関市	10,377,637	10,769,220	10,582,469	10,435,072	10,559,069
010	陸前高田市	2,316,646	2,485,462	2,393,838	2,321,061	2,152,327
011	釜石市	4,179,796	4,180,976	4,040,398	3,973,710	3,948,021
013	二戸市	2,929,599	2,917,289	2,930,448	2,872,607	2,776,556
014	雫石町	1,762,463	1,730,890	1,701,028	1,790,399	1,765,684
015	葛巻町	790,168	821,462	892,326	886,367	832,944
016	岩手町	1,559,051	1,493,668	1,476,481	1,435,717	1,431,150
017	八幡平市	2,904,402	2,962,294	2,945,443	2,811,145	2,885,350
018	滝沢市	3,736,652	3,936,726	4,043,444	4,157,556	4,237,199
021	紫波町	2,829,473	2,883,088	2,998,124	2,925,690	2,952,017
022	矢巾町	1,959,396	2,008,133	2,105,278	2,199,751	2,182,176
030	西和賀町	691,199	665,619	593,235	532,935	592,600
031	金ケ崎町	1,322,588	1,262,393	1,206,100	1,195,974	1,224,965
036	平泉町	718,852	737,146	724,643	686,469	675,309
043	住田町	680,314	696,143	687,129	726,639	648,147
045	大槌町	1,644,010	1,668,096	1,613,060	1,556,419	1,570,412
048	山田町	2,321,206	2,301,766	2,346,483	2,185,684	2,213,045
049	岩泉町	1,235,290	1,205,055	1,192,208	1,130,220	1,118,015
050	田野畑村	443,624	414,951	445,918	397,582	460,212
051	普代村	367,304	366,169	323,163	316,555	302,149
054	軽米町	1,078,065	1,079,151	1,001,787	999,899	1,005,997
055	洋野町	2,192,416	2,123,307	2,096,080	2,022,876	2,131,767
056	野田村	537,082	468,118	465,614	458,559	479,615
059	九戸村	659,478	672,356	622,743	580,816	576,330
062	一戸町	1,507,031	1,472,796	1,476,210	1,397,117	1,367,958
合　計		114,330,657	116,524,915	115,802,473	113,673,485	114,427,817

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（４）　保険者別１人当たり医療費の推移

（単位：円）

保険者番号	保険者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
001	盛岡市	326,180	335,752	347,289	352,400	371,980
002	宮古市	330,912	356,128	363,425	376,079	400,673
003	大船渡市	299,104	343,098	356,545	364,189	383,259
004	奥州市	285,790	308,321	314,668	316,012	333,542
005	花巻市	304,186	321,261	334,302	342,695	351,542
006	北上市	290,552	307,407	316,383	319,931	335,106
007	久慈市	269,756	295,660	312,729	315,398	335,350
008	遠野市	309,467	334,979	341,056	355,177	380,089
009	一関市	281,909	302,107	308,329	317,031	335,667
010	陸前高田市	300,278	352,248	366,254	376,673	370,963
011	釜石市	361,512	391,697	404,485	418,197	434,039
013	二戸市	278,479	292,343	311,121	322,403	329,836
014	雫石町	325,478	330,323	337,841	372,534	382,846
015	葛巻町	271,535	293,904	334,455	352,994	351,453
016	岩手町	286,959	284,021	298,520	309,756	326,747
017	八幡平市	319,516	337,891	347,340	354,004	384,867
018	滝沢市	300,809	317,657	329,324	347,215	365,749
021	紫波町	332,410	344,785	364,204	365,620	379,290
022	矢巾町	328,317	341,287	361,173	386,532	394,037
030	西和賀町	388,532	388,796	370,309	352,704	412,100
031	金ケ崎町	316,484	315,598	318,064	329,469	348,894
036	平泉町	292,811	313,013	313,563	312,315	320,964
043	住田町	343,420	369,502	389,088	440,922	419,513
045	大槌町	334,829	389,106	412,970	421,794	440,879
048	山田町	299,859	328,355	353,759	350,101	383,410
049	岩泉町	327,750	338,879	356,628	365,176	384,859
050	田野畑村	313,959	317,484	348,646	324,557	397,420
051	普代村	272,279	290,610	271,565	281,633	283,975
054	軽米町	255,466	270,058	267,929	281,424	300,208
055	洋野町	261,064	265,513	277,663	286,000	326,808
056	野田村	279,730	265,072	288,128	297,765	333,066
059	九戸村	278,967	299,091	291,001	288,246	299,859
062	一戸町	298,068	306,067	325,443	325,592	338,603
県平均		304,912	323,487	334,643	342,441	360,505

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（５）　平成27年度　保険者別１人当たり医療費(診療種別)

（単位：%）

保険者番号	保険者名	１人当たり医療費（円）				
		入院	入院外	歯科	計	対前年比
001	盛岡市	128,709	124,231	29,014	281,954	104.64
002	宮古市	153,838	135,796	22,385	312,020	105.47
003	大船渡市	128,958	124,311	23,691	276,959	104.84
004	奥州市	112,283	113,718	25,828	251,829	104.79
005	花巻市	115,137	117,136	23,866	256,140	101.64
006	北上市	107,469	121,762	23,934	253,165	104.55
007	久慈市	131,393	115,828	20,294	267,514	105.90
008	遠野市	161,123	126,638	22,016	309,776	107.26
009	一関市	122,738	114,874	20,880	258,492	105.75
010	陸前高田市	136,151	115,334	25,656	277,142	97.66
011	釜石市	171,174	121,456	27,067	319,697	102.50
013	二戸市	117,066	105,093	19,364	241,523	100.95
014	雫石町	138,014	125,633	19,926	283,573	100.64
015	葛巻町	137,326	97,521	21,320	256,168	95.28
016	岩手町	123,683	110,465	23,649	257,797	103.86
017	八幡平市	149,168	126,304	20,895	296,366	109.50
018	滝沢市	121,014	131,125	26,022	278,161	105.12
021	紫波町	128,698	127,715	26,676	283,089	99.00
022	矢巾町	145,685	120,566	32,480	298,731	100.43
030	西和賀町	159,773	121,296	31,984	313,053	118.30
031	金ケ崎町	119,344	122,262	24,039	265,645	105.11
036	平泉町	113,511	107,267	23,717	244,495	102.87
043	住田町	172,967	121,770	24,286	319,023	91.87
045	大槌町	178,483	113,982	27,270	319,735	104.33
048	山田町	147,972	117,476	19,620	285,068	109.99
049	岩泉町	166,126	134,252	22,077	322,455	104.84
050	田野畑村	178,443	107,990	26,005	312,438	122.41
051	普代村	109,839	104,630	20,285	234,754	100.31
054	軽米町	118,924	80,519	19,018	218,461	105.15
055	洋野町	133,166	105,086	21,441	259,693	115.80
056	野田村	128,505	111,101	20,722	260,329	110.84
059	九戸村	113,857	89,837	20,180	223,874	103.97
062	一戸町	123,686	103,256	21,904	248,846	103.79
県平均		129,448	119,404	24,497	273,350	104.53

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（６）平成27年度　保険者別保険税の賦課状況（一般被保険者医療給付費分）

（単位：%）

保険者番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割	資産割		均等割	平等割
001	盛岡市	55.04	55.04	—	44.96	27.10	17.86
002	宮古市	57.49	53.76	3.73	42.51	26.75	15.77
003	大船渡市	57.09	52.82	4.27	42.91	26.12	16.79
004	奥州市	53.92	53.92	—	46.08	26.62	19.45
005	花巻市	55.06	46.43	8.63	44.94	28.05	16.89
006	北上市	47.91	47.91	—	52.09	32.29	19.80
007	久慈市	56.10	50.53	5.56	43.90	27.46	16.44
008	遠野市	57.47	51.81	5.66	42.53	26.08	16.44
009	一関市	52.30	52.30	—	47.70	30.53	17.17
010	陸前高田市	56.16	51.09	5.07	43.84	25.65	18.19
011	釜石市	52.57	49.85	2.72	47.43	27.35	20.08
013	二戸市	53.37	47.35	6.02	46.63	28.26	18.37
014	雫石町	51.38	47.51	3.87	48.62	26.48	22.14
015	葛巻町	52.14	45.40	6.74	47.86	26.41	21.45
016	岩手町	54.02	52.62	1.40	45.98	26.51	19.47
017	八幡平市	51.73	44.07	7.66	48.27	28.21	20.05
018	滝沢市	52.33	52.33	—	47.67	28.07	19.59
021	紫波町	49.12	38.89	10.24	50.88	29.69	21.19
022	矢巾町	54.13	45.00	9.13	45.87	26.87	19.01
030	西和賀町	49.71	40.75	8.96	50.29	31.15	19.14
031	金ケ崎町	51.18	43.73	7.45	48.82	29.38	19.44
036	平泉町	52.05	45.81	6.23	47.95	31.81	16.15
043	住田町	53.94	45.26	8.68	46.06	31.16	14.90
045	大槌町	53.17	51.00	2.18	46.83	23.57	23.26
048	山田町	53.82	53.82	—	46.18	31.03	15.15
049	岩泉町	52.91	46.62	6.30	47.09	30.35	16.74
050	田野畑村	56.13	47.94	8.19	43.87	29.74	14.13
051	普代村	58.33	49.02	9.31	41.67	24.71	16.95
054	軽米町	51.05	45.38	5.67	48.95	28.38	20.57
055	洋野町	55.69	50.33	5.36	44.31	27.07	17.25
056	野田村	50.87	44.18	6.69	49.13	27.83	21.31
059	九戸村	49.74	45.04	4.70	50.26	28.58	21.67
062	一戸町	52.06	47.03	5.03	47.94	25.64	22.30
県平均		53.83	50.98	2.85	46.17	27.90	18.27

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（７）　平成28年度　保険者別国保税率の状況

保険者番号	保険者名	医療分				高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
001	盛岡市	8.40		22,000	23,900	2.60		6,200	7,100	2.50		6,400	6,700
002	宮古市	7.30	12.00	19,700	22,200	2.10	4.80	5,700	6,200	2.10	4.90	6,900	6,400
003	大船渡市	6.60	12.40	19,000	22,000	2.30	5.00	6,000	7,000	2.20	5.00	8,000	6,000
004	奥州市	6.18		15,200	19,900	3.22		7,000	9,200	3.00		9,000	8,500
005	花巻市	7.00	20.00	18,000	19,000	1.50	3.50	5,900	5,700	2.00	7.00	7,000	6,000
006	北上市	6.60		20,000	21,000	3.00		7,600	7,700	2.50		7,400	7,500
007	久慈市	6.80	19.00	21,000	22,000	1.40	4.00	4,000	5,000	0.80	4.00	5,000	6,000
008	遠野市	7.20	18.00	17,400	20,400	1.50	6.80	5,100	4,000	1.80	4.00	5,400	7,200
009	一関市	7.68		20,400	19,500	2.51		6,700	6,300	2.50		8,600	5,800
010	陸前高田市	6.00	23.20	17,500	22,500	2.00	7.80	7,500	6,500	1.30	8.00	6,500	6,500
011	釜石市	6.40	11.00	16,000	19,000	1.90	1.00	4,400	5,000	2.50	6.00	5,400	6,000
013	二戸市	8.00	17.00	22,000	25,000	1.40	5.00	4,000	6,000	1.70	8.60	7,000	8,000
014	雫石町	6.00	10.00	16,500	24,500	2.00	3.00	7,500	7,000	1.30	3.00	6,000	5,000
015	葛巻町	5.00	25.00	17,000	24,000	1.70	9.50	5,600	7,800	1.50	10.00	8,000	7,000
016	岩手町	7.60	4.56	21,000	24,500	2.40	1.62	6,100	8,100	2.00	1.67	8,100	7,300
017	八幡平市	7.00	26.00	20,000	26,000	2.30	5.00	7,000	6,500	1.80	7.00	7,700	7,000
018	滝沢市	8.10		21,400	26,400	2.20		6,200	6,800	2.20		9,200	4,600
021	紫波町	6.00	25.00	20,000	26,000	1.60	6.00	6,200	5,000	1.70	8.00	8,700	5,000
022	矢巾町	7.20	13.00	20,500	26,200	1.70	3.10	4,000	6,000	1.50	3.90	6,100	6,200
030	西和賀町	6.50	28.00	19,000	20,000	2.90	8.50	8,000	8,000	1.50	7.00	5,000	6,000
031	金ケ崎町	8.00	15.00	20,000	24,000	2.00	5.00	7,000	6,000	2.00	4.50	5,000	5,000
036	平泉町	6.00	19.10	20,000	18,000	2.40	10.00	8,000	7,000	2.40	12.00	11,000	7,000
043	住田町	6.00	35.00	21,500	17,000	3.00	17.00	10,600	8,400	2.00	16.00	10,500	5,800
045	大槌町	7.70	20.00	14,000	20,000	3.00	15.00	8,000	8,000	2.00	10.00	6,500	5,000
048	山田町	6.40		19,800	18,000	2.00		6,000	5,400	2.30		9,600	6,000
049	岩泉町	5.90	30.00	18,000	17,000	1.80		6,000	4,500	2.80		13,500	
050	田野畑村	5.55	39.00	19,000	18,000	2.00	14.80	7,000	6,200	1.95	17.00	9,600	5,700
051	普代村	5.60	40.00	16,800	23,200	1.40	10.00	4,200	5,800	0.80	10.00	5,000	5,000
054	軽米町	5.60	18.00	17,000	23,000	1.70	9.00	6,000	6,500	1.20	7.00	5,500	6,500
055	洋野町	5.10	21.00	17,400	21,000	2.70	9.00	7,800	9,000	1.20	6.00	6,000	4,800
056	野田村	4.60	29.60	19,200	28,800	1.10	7.40	4,800	7,200	0.60	7.00	6,200	4,100
059	九戸村	4.70	11.00	13,500	19,000	2.20	10.00	7,000	9,000	1.40	7.00	5,000	7,000
062	一戸町	5.90	16.00	16,800	24,000	1.50	4.00	4,200	6,000	1.70	8.60	7,000	8,000

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（８）　平成27年度　保険者別国保税調定額（現年度分）

（単位：円）

保険者番号	保険者名	１世帯当たり保険税調定額	被保険者１人当たり保険税調定額
001	盛岡市	142,667	90,979
002	宮古市	111,504	67,738
003	大船渡市	146,132	86,738
004	奥州市	154,893	92,186
005	花巻市	120,279	73,062
006	北上市	127,419	78,517
007	久慈市	136,566	79,796
008	遠野市	123,600	73,929
009	一関市	134,397	79,582
010	陸前高田市	132,928	77,851
011	釜石市	100,370	66,306
013	二戸市	144,129	83,433
014	雫石町	134,576	76,888
015	葛巻町	139,077	77,226
016	岩手町	143,721	80,130
017	八幡平市	141,119	80,526
018	滝沢市	147,295	87,105
021	紫波町	131,033	76,266
022	矢巾町	151,094	88,561
030	西和賀町	122,760	77,002
031	金ケ崎町	133,079	78,612
036	平泉町	142,566	82,464
043	住田町	147,440	91,518
045	大槌町	133,308	84,207
048	山田町	130,496	74,495
049	岩泉町	108,438	67,191
050	田野畑村	124,614	69,409
051	普代村	154,259	81,044
054	軽米町	131,825	72,108
055	洋野町	162,699	87,648
056	野田村	139,230	76,287
059	九戸村	117,475	64,788
062	一戸町	120,586	73,963
県平均		135,719	81,780

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（９）　保険者別現年度分収納状況

（単位：千円、％）

保険者名		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		調定額（賦課額）	収入額	収納率	調定額（賦課額）	収入額	収納率	調定額（賦課額）	収入額	収納率
市町村計		28,938,246	26,720,729	92.34	27,997,441	25,970,513	92.76	25,957,863	24,188,869	93.19
001	盛岡市	6,119,541	5,296,881	86.56	5,941,020	5,192,996	87.41	5,659,600	5,007,435	88.48
002	宮古市	1,121,213	1,080,659	96.38	1,138,569	1,098,655	96.49	1,067,758	1,042,128	97.60
003	大船渡市	942,446	889,754	94.41	956,934	903,752	94.44	923,408	878,665	95.15
004	奥州市	3,209,007	2,969,664	92.54	3,026,737	2,814,156	92.98	2,738,196	2,544,763	92.94
005	花巻市	2,026,023	1,903,782	93.97	1,905,024	1,786,933	93.80	1,654,192	1,548,343	93.60
006	北上市	1,775,311	1,622,328	91.38	1,655,290	1,522,658	91.99	1,538,455	1,421,688	92.41
007	久慈市	888,421	823,364	92.68	860,240	795,106	92.43	828,683	764,911	92.30
008	遠野市	629,346	593,570	94.32	599,277	564,931	94.27	561,640	529,457	94.27
009	一関市	2,961,437	2,783,637	94.00	2,817,053	2,646,352	93.94	2,503,418	2,364,975	94.47
010	陸前高田市	398,325	386,545	97.08	472,960	461,142	97.52	451,689	437,270	96.82
011	釜石市	619,686	590,365	95.27	625,235	599,099	95.82	603,124	579,351	96.06
013	二戸市	799,312	723,211	90.49	750,187	684,357	91.23	702,342	659,526	93.92
014	雫石町	390,651	374,220	95.79	393,171	374,819	95.33	354,609	338,910	95.57
015	葛巻町	199,533	191,478	95.96	194,024	186,558	96.15	183,026	176,324	96.34
016	岩手町	383,103	360,996	94.23	368,843	350,682	95.08	350,968	332,192	94.65
017	八幡平市	716,278	667,524	93.20	683,387	642,622	94.05	603,705	565,741	93.72
018	滝沢市	1,110,286	1,040,962	93.77	1,062,441	1,013,771	95.45	1,009,116	966,504	95.80
021	紫波町	670,883	635,821	94.77	631,862	592,086	93.70	593,578	555,975	93.66
022	矢巾町	535,732	526,612	98.30	521,832	512,590	98.23	490,453	481,321	98.14
030	西和賀町	135,404	131,667	97.24	128,657	125,634	97.65	110,729	107,855	97.40
031	金ケ崎町	347,430	331,028	95.28	323,493	310,643	96.03	276,005	262,631	95.15
036	平泉町	205,948	196,175	95.25	195,072	185,388	95.04	173,503	166,818	96.15
043	住田町	130,186	126,388	97.08	148,494	142,729	96.12	141,395	138,325	97.83
045	大槌町	291,076	261,133	89.71	310,449	284,107	91.51	299,944	278,219	92.76
048	山田町	452,025	421,261	93.19	467,661	439,321	93.94	429,985	404,301	94.03
049	岩泉町	214,733	210,099	97.84	207,976	203,557	97.88	195,189	190,572	97.63
050	田野畑村	86,109	84,176	97.76	90,040	87,986	97.72	80,376	78,713	97.93
051	普代村	100,178	96,588	96.42	88,075	85,374	96.93	86,231	82,370	95.52
054	軽米町	276,138	260,534	94.35	259,227	245,405	94.67	241,635	228,225	94.45
055	洋野町	631,390	595,248	94.28	609,563	577,854	94.80	571,726	543,695	95.10
056	野田村	109,464	103,291	94.36	114,690	109,260	95.27	109,853	104,542	95.17
059	九戸村	140,059	134,930	96.34	133,156	128,921	96.82	124,523	120,433	96.71
062	一戸町	321,575	306,838	95.42	316,802	301,069	95.03	298,811	286,693	95.94

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(10)　保険者別滞納繰越分収納状況

（単位：千円、%）

保険者名		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		調定額（賦課額）	収入額	収納率	調定額（賦課額）	収入額	収納率	調定額（賦課額）	収入額	収納率
市町村計		10,037,887	1,772,137	17.67	9,279,538	1,915,497	20.65	8,336,569	1,902,468	22.82
001	盛岡市	3,566,609	478,305	13.41	3,437,659	616,135	17.92	3,118,292	695,300	22.30
002	宮古市	319,952	95,878	29.97	230,698	65,953	28.59	154,585	53,518	34.62
003	大船渡市	136,311	47,943	35.17	126,205	46,643	36.96	123,838	48,384	39.07
004	奥州市	847,047	219,331	25.89	838,256	229,388	27.36	786,773	214,582	27.27
005	花巻市	594,059	110,448	18.59	503,546	133,861	26.58	420,945	121,578	28.88
006	北上市	665,065	114,224	17.17	640,411	122,354	19.11	591,338	123,737	20.92
007	久慈市	320,864	87,460	27.26	262,301	79,504	30.31	219,599	66,277	30.18
008	遠野市	150,339	32,655	22.22	142,391	33,427	23.90	132,373	31,860	24.07
009	一関市	895,937	115,173	12.85	871,424	136,191	15.63	821,206	130,461	15.89
010	陸前高田市	76,272	19,763	25.97	53,796	12,636	23.64	43,744	13,603	31.39
011	釜石市	169,193	45,319	26.79	118,563	27,656	23.33	92,516	21,178	22.89
013	二戸市	262,101	46,427	17.81	267,812	61,218	22.86	245,510	56,011	22.81
014	雫石町	65,232	19,708	30.21	55,214	19,999	36.22	49,179	12,926	26.28
015	葛巻町	61,554	7,001	11.37	60,016	7,849	13.08	57,861	8,942	15.45
016	岩手町	105,589	25,147	23.82	92,851	20,485	22.06	83,073	14,374	17.30
017	八幡平市	184,086	38,734	21.04	172,112	33,428	19.42	168,481	37,519	22.27
018	滝沢市	470,857	69,039	14.77	398,197	69,630	17.61	285,146	63,184	22.19
021	紫波町	146,249	23,576	16.12	140,008	24,010	17.15	139,409	24,596	17.64
022	矢巾町	47,522	7,962	16.75	43,072	7,890	18.32	36,362	6,397	17.59
030	西和賀町	21,997	7,618	34.63	16,498	4,235	25.67	11,559	4,150	35.90
031	金ケ崎町	38,471	12,934	33.62	40,203	13,679	34.02	38,013	11,331	29.81
036	平泉町	37,162	9,641	25.94	36,141	8,471	23.44	35,965	9,611	26.72
043	住田町	16,065	2,532	15.76	17,273	3,199	18.52	18,944	7,375	38.93
045	大槌町	122,904	23,360	19.01	105,391	37,881	35.94	87,395	27,300	31.24
048	山田町	235,073	24,470	10.41	150,777	25,471	16.89	143,483	23,575	16.43
049	岩泉町	22,118	7,761	35.09	16,032	3,486	21.74	13,437	3,151	23.45
050	田野畑村	11,882	6,058	50.99	7,510	3,443	45.84	6,103	3,345	54.80
051	普代村	33,211	4,918	14.81	28,863	4,685	16.23	23,711	2,509	10.58
054	軽米町	84,960	9,434	11.10	87,102	10,754	12.35	88,235	11,294	12.80
055	洋野町	168,141	32,039	19.05	162,391	26,545	16.35	150,066	27,497	18.32
056	野田村	43,118	10,296	23.88	38,619	8,004	20.73	36,026	4,883	13.55
059	九戸村	19,563	5,039	25.76	19,636	5,569	28.36	17,295	4,535	26.22
062	一戸町	98,386	11,944	12.14	98,571	11,816	11.99	96,108	17,489	18.20

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

（11）滞納世帯数等の状況

（平成28年６月１日現在）

保険者		国保加入世帯数	滞納世帯数		短期被保険者証		資格証明書	
				割合	交付世帯	割合	交付世帯	割合
		A	B	B／A	C	C／A	D	D／A
		世帯	世帯	%	世帯	%	世帯	%
001	盛岡市	39,544	6,863	17.36	10	0.03	11	0.03
002	宮古市	9,714	248	2.55	239	2.46	9	0.09
003	大船渡市	6,157	656	10.65	134	2.18	1	0.02
004	奥州市	17,338	1,445	8.33	709	4.09	16	0.09
005	花巻市	13,654	1,196	8.76	737	5.40	8	0.06
006	北上市	12,092	1,373	11.35	519	4.29	2	0.02
007	久慈市	5,983	682	11.40	361	6.03	3	0.05
008	遠野市	4,454	508	11.41	167	3.75	6	0.13
009	一関市	18,415	1,039	5.64	990	5.38	49	0.27
010	陸前高田市	3,311	255	7.70	78	2.36	0	0.00
011	釜石市	5,910	318	5.38	160	2.71	9	0.15
013	二戸市	4,815	656	13.62	287	5.96	3	0.06
014	雫石町	2,579	278	10.78	127	4.92	3	0.12
015	葛巻町	1,291	77	5.96	47	3.64	6	0.46
016	岩手町	2,404	231	9.61	141	5.87	0	0.00
017	八幡平市	4,201	404	9.62	217	5.17	21	0.50
018	滝沢市	6,863	536	7.81	161	2.35	10	0.15
021	紫波町	4,565	454	9.95	90	1.97	0	0.00
022	矢巾町	3,267	125	3.83	67	2.05	0	0.00
030	西和賀町	900	31	3.44	5	0.56	5	0.56
031	金ケ崎町	2,039	194	9.51	58	2.84		0.00
036	平泉町	1,220	77	6.31	44	3.61		0.00
043	住田町	944	64	6.78	19	2.01	3	0.32
045	大槌町	2,232	190	8.51	101	4.53	0	0.00
048	山田町	3,169	443	13.98	153	4.83	1	0.03
049	岩泉町	1,760	157	8.92	13	0.74		0.00
050	田野畑村	639	31	4.85	8	1.25	0	0.00
051	普代村	557	56	10.05	32	5.75	0	0.00
054	軽米町	1,808	158	8.74	107	5.92	0	0.00
055	洋野町	3,439	210	6.11	180	5.23	0	0.00
056	野田村	772	79	10.23	22	2.85	4	0.52
059	九戸村	1,028	65	6.32	30	2.92	0	0.00
062	一戸町	2,444	299	12.23	299	12.23	0	0.00
合　計		189,508	19,398	10.24	6,312	3.33	170	0.09

資料：岩手県「国民健康保険事業状況」

(12) 保険者別滞納整理状況

市町村		H26年度差押額（円）	H27年度差押額（円）	主な差押物件						
				預貯金	給与	税等の還付金	保険の払い戻し金	不動産	動産	その他
001	盛岡市	584,166,764	370,333,003	○	○	○	○	○		○
002	宮古市	46,489,848	32,337,275	○	○	○	○	○	○	○
003	大船渡市	9,365,878	8,983,782	○	○	○	○		○	○
004	奥州市	48,121,000	231,968,000	○	○	○	○	○	○	
005	花巻市	52,294,618	54,453,485		○	○	○	○	○	○
006	北上市	48,582,341	54,835,458	○	○	○	○	○	○	○
007	久慈市	35,838,148	34,728,186	○	○	○	○	○	○	○
008	遠野市	33,952,578	34,326,173	○	○	○	○			
009	一関市	170,775,138	131,214,538	○	○	○	○	○		○
010	陸前高田市	7,830,066	1,778,672	○	○	○				
011	釜石市	1,460,400	3,658,523	○	○	○		○	○	○
013	二戸市	40,007,181	70,803,128	○	○	○	○	○	○	
014	雫石町	13,893,948	13,348,888	○	○	○	○	○	○	○
015	葛巻町	24,059,010	29,106,000	○	○	○				○
016	岩手町	4,851,162	1,173,964		○					○
017	八幡平市	13,642,345	26,321,000	○	○	○		○		○
018	滝沢市	20,644,299	59,290,694	○	○	○	○	○	○	○
021	紫波町	15,499,897	6,549,853	○	○	○		○		○
022	矢巾町	1,976,900	4,976,500	○		○			○	
030	西和賀町	2,613,437	1,714,140	○	○	○		○		
031	金ケ崎町	2,435,037	2,140,795	○	○	○				
036	平泉町	125,604	484	○		○		○		○
043	住田町	487,931	108,720		○	○				○
045	大槌町	3,605,300	10,055,954	○	○	○	○	○		
048	山田町	31,195,208	29,081,771	○	○	○				
049	岩泉町	6,341,273	1,888,600	○	○	○	○			○
050	田野畑村	4,117,000	4,034,700		○	○		○		○
051	普代村	155,284	91,840			○				
054	軽米町	228,406	326,940							
055	洋野町	39,443,146	34,906,989	○	○	○	○	○		
056	野田村	143,100	989,886		○	○				
059	九戸村	5,732,800	2,367,418	○	○	○		○	○	
062	一戸町	18,623,830	3,910,977	○	○	○				
合計		1,288,698,877	1,261,806,336	26	29	31	15	19	12	18

資料：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(13)　平成27年度　保険者別レセプト点検状況

（単位：円、%）

保険者番号	保険者名	レセプト点検状況	一件当たり点検効果額	点検効果率
001	盛岡市	職員等	1,411	0.46
002	宮古市	職員等	1,620	0.51
003	大船渡市	業者委託	5,557	1.78
004	奥州市	業者委託	1,784	0.73
005	花巻市	業者委託	1,456	0.56
006	北上市	業者委託	1,571	0.64
007	久慈市	業者委託	2,112	0.87
008	遠野市	業者委託	3,954	1.42
009	一関市	業者委託	1,758	0.72
010	陸前高田市	職員等	1,906	0.70
011	釜石市	職員等	1,665	0.52
013	二戸市	職員等	1,675	0.70
014	雫石町	業者委託	1,243	0.45
015	葛巻町	職員等	2,699	1.06
016	岩手町	業者委託	1,234	0.52
017	八幡平市	業者委託	1,615	0.57
018	滝沢市	業者委託	2,150	0.80
021	紫波町	職員等	6,391	2.01
022	矢巾町	業者委託	2,385	0.74
030	西和賀町	業者委託	1,421	0.48
031	金ケ崎町	業者委託	1,171	0.42
036	平泉町	業者委託	4,197	1.88
043	住田町	業者委託	4,347	1.41
045	大槌町	業者委託	1,859	0.55
048	山田町	職員等	2,939	0.93
049	岩泉町	業者委託	369	0.13
050	田野畑村	業者委託	1,584	0.52
051	普代村	業者委託	686	0.34
054	軽米町	職員等	778	0.36
055	洋野町	業者委託	1,610	0.61
056	野田村	業者委託	229	0.08
059	九戸村	業者委託	530	0.24
062	一戸町	業者委託	1,662	0.67
合計			1,967	0.71

資料：厚生労働省「国民健康保険実施事業状況報告」

(14) 平成27年度　保険者別医療費通知等実施状況

（単位：件数）

保険者番号	保険者名	医療費通知実施		後発医薬品差額通知実施		柔道整復医療費通知	
		実施頻度	送付件数	実施頻度	送付件数	実施状況	実施頻度
001	盛岡市	年６回	176,512	年２回	8,742	○	年３回
002	宮古市	年６回	47,143	年３回	4,522	○	年６回
003	大船渡市	年６回	31,363	年３回	2,285	○	年６回
004	奥州市	年６回	88,236	年３回	5,459	○	年６回
005	花巻市	年６回	63,870	—	—	○	年６回
006	北上市	年６回	60,578	年２回	2,641	○	年６回
007	久慈市	年６回	27,207	年３回	1,473	○	年６回
008	遠野市	年６回	21,743	年３回	1,833	○	年６回
009	一関市	年６回	86,413	年２回	4,251	○	年６回
010	陸前高田市	年６回	1,682	年３回	1,321	○	年５回
011	釜石市	年６回	28,141	年２回	1,931	○	年６回
013	二戸市	年６回	22,582	年１回	733	○	年２回
014	雫石町	年６回	12,740	年３回	845	○	年２回
015	葛巻町	年６回	6,265	年１回	139	○	年６回
016	岩手町	年６回	11,679	年３回	678	○	年６回
017	八幡平市	年６回	19,485	年３回	1,632	○	年６回
018	滝沢市	年６回	33,472	年３回	2,155	○	年６回
021	紫波町	年６回	22,494	年３回	1,725	○	年６回
022	矢巾町	年６回	16,147	年３回	247	○	年２回
030	西和賀町	年６回	4,605	年１回	89	—	—
031	金ケ崎町	年６回	10,041	年３回	687	—	—
036	平泉町	年６回	4,983	年３回	356	○	年１回
043	住田町	年６回	4,629	年３回	280	○	年６回
045	大槌町	年６回	11,100	年３回	1,371	○	年６回
048	山田町	年６回	16,338	年３回	1,708	—	—
049	岩泉町	年６回	9,652	年３回	844	○	年６回
050	田野畑村	年６回	3,192	—	—	○	年６回
051	普代村	年６回	12,413	年３回	103	—	—
054	軽米町	年６回	8,255	年３回	420	—	—
055	洋野町	年６回	16,724	年３回	1,212	○	年４回
056	野田村	年６回	3,857	年３回	164	○	年６回
059	九戸村	年６回	5,170	年２回	224	○	年６回
062	一戸町	年６回	64,096	年１回	360	○	年６回
合計			952,807		50,430	28	

資料：厚生労働省「国民健康保険実施事業状況報告」、岩手県「事業実績報告書」

(15) 保険者別特定健診実施率等の状況

（単位：%）

保険者番号	保険者名	特定健診実施率			特定保健指導実施率		
		H25	H26	H27	H25	H26	H27
001	盛岡市	40.4	42.2	43.0	14.5	12.3	15.2
002	宮古市	37.6	40.0	38.9	10.9	10.5	11.4
003	大船渡市	38.0	35.6	37.8	13.5	11.5	11.6
004	奥州市	44.6	44.6	44.8	4.0	5.9	6.4
005	花巻市	49.6	50.1	50.9	30.8	26.2	19.7
006	北上市	40.0	39.1	38.0	45.8	39.4	40.9
007	久慈市	40.9	43.6	44.6	23.1	22.0	19.2
008	遠野市	50.2	51.2	49.4	30.3	29.4	25.8
009	一関市	38.7	40.4	39.9	14.8	11.6	13.6
010	陸前高田市	45.5	45.4	44.0	7.1	3.0	7.2
011	釜石市	32.6	36.3	35.8	5.6	7.7	9.7
013	二戸市	37.2	37.2	37.6	7.1	8.9	33.0
014	雫石町	50.1	48.8	51.4	9.3	34.9	6.1
015	葛巻町	47.8	49.4	50.5	8.7	7.1	10.2
016	岩手町	54.0	61.3	59.8	23.1	30.5	33.0
017	八幡平市	34.8	32.6	34.8	3.7	11.2	8.6
018	滝沢市	46.6	46.8	46.7	16.6	24.3	28.6
021	紫波町	55.6	56.2	56.1	13.8	16.7	24.3
022	矢巾町	53.4	53.2	50.9	46.0	44.1	38.0
030	西和賀町	39.4	45.2	43.2	15.9	17.2	16.2
031	金ケ崎町	46.9	46.3	50.0	20.2	20.9	14.6
036	平泉町	42.4	41.7	43.1	10.7	7.2	3.4
043	住田町	40.5	42.2	41.6	31.3	23.5	31.3
045	大槌町	37.0	34.3	35.2	11.8	4.8	14.4
048	山田町	42.0	40.8	42.4	12.7	21.5	18.4
049	岩泉町	47.6	48.6	49.1	34.2	29.6	20.8
050	田野畑村	31.4	36.8	36.4	0.0	15.9	3.5
051	普代村	50.5	51.6	47.6	32.3	33.3	26.3
054	軽米町	49.0	51.9	53.5	9.9	4.1	11.0
055	洋野町	33.5	32.7	34.6	9.1	0.9	7.6
056	野田村	35.5	35.5	36.5	20.3	32.8	27.5
059	九戸村	46.9	45.4	49.6	36.6	18.3	19.8
062	一戸町	49.1	49.8	50.0	11.3	6.6	7.6
県平均		42.4	43.4	43.5	16.9	16.4	17.3

資料：国民健康保険中央会「市町村特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」